

令和元年第3回足寄町議会定例会議事録（第2号）

令和元年9月11日（水曜日）

◎出席委員（13名）

1番 多治見 亮 一 君	2番 高 道 洋 子 君
3番 進 藤 晴 子 君	4番 榊 原 深 雪 君
5番 田 利 正 文 君	6番 熊 澤 芳 潔 君
7番 高 橋 健 一 君	8番 川 上 修 一 君
9番 高 橋 秀 樹 君	10番 二 川 靖 君
11番 木 村 明 雄 君	12番 井 脇 昌 美 君
13番 吉 田 敏 男 君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	村 田 善 映 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	横 田 晋 一 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	沼 田 聡 君
---------	---------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 利 浩 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	櫻 井 保 志 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	西 岡 潤 君

◎議事日程

日程第 1 一般質問＜P 3～P 4 9＞

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

7番。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 9月6日に開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日、9月11日は、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3番進藤晴子君。

（3番進藤晴子君 登壇）

○3番（進藤晴子君） 吉田議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問させていただきます。

質問事項。

安心・安全な地域社会づくりへの取り組み「児童見守りシステム」について。

まだ記憶に新しいことでありますが、平成30年5月、新潟市で下校中の児童が殺害される痛ましい事件が発生いたしました。この事件を受けて国が動き、「登下校防犯プラン」が取りまとめられました。

我が足寄町も国のプランを受けて、通学路

における緊急合同点検を実施し、通学路安全推進会議にてさまざまな問題を検討、改善されたと伺っております。

しかし、悲しいことに新潟の事件以外にも子供たちが登下校中の事件や事故に巻き込まれる案件が後を絶ちません。行政や警察だけでなく、地域が協働して子供たちを見守る必要性を強く感じております。

足寄町として子供たちをどう守っていくか、3点について教育長に所見をお伺いいたします。

1、通学路安全推進会議の開催時期について。

足寄町通学路安全推進会議は5年に一度、もしくは何か事件等があり必要に迫られたときに開催すると伺っております。この5年に一度の会議ですが、ここ最近の自然災害や事件、事故の発生状況、空き家の放置等の現状を考えますと長過ぎます。せめて1年、2年単位で通学路の点検を行い、会議を開くことはできないか、お伺いいたします。

2、小中学校の防犯対策（施設・設備）について。

学校への不審者侵入事件が発生している状況を受け、都市部では来校者の動線及び校舎出入り口を一つに絞り、受付で記名や名札の着用を義務づけたり、多様な対策をとっている学校もあります。田舎だから事件は起きないとは言いきれない世の中です。他町から転校されてきた保護者からは、余りにも学校がオープン過ぎて驚いたとの声も多々上がっております。足寄町の学校施設の立地条件を踏まえた上で、防犯対策の現状と課題をお伺いいたします。防犯カメラ導入についても見解をお聞かせください。

3、児童見守りシステムについて。

全国でさまざまな児童見守りシステム（登下校管理システム）を展開しております。一例を挙げますと、岩見沢市教育委員会の「ICタグサービス」と「一斉同報サービス」、四国中央市の「広域版登下校管理システム」と「保護者連絡網メール配信」など。地域が

協働して児童を守るためにこうしたシステムを取り入れることは足寄町でも可能でしょうか。

7月から足寄町で開始している無料配信ツール（まちc o m iメール）についても、登録状況を含めて現状と課題をお伺いいたします。

以上です。

よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、藤代教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から進藤議員の安心・安全な地域社会づくりへの取り組み「児童見守りシステム」について、一般質問にお答えいたします。

1点目の「通学路安全推進会議の開催時期について」ですが、平成29年に「足寄町通学路安全推進会議」を立ち上げました。構成員は本別警察署、北海道開発局帯広開発建設部足寄道路事務所、北海道十勝総合振興局帯広開発建設管理部足寄出張所、町内小中学校、役場担当課及び教育委員会です。各学校が洗い出した通学路における危険箇所について対応策を協議した後、合同点検を行いました。

平成30年度についても、新潟県で下校途中の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生したことを受け安全推進会議を開催し、合同点検を実施しています。

会議の中で、街灯の増設、空き家対策、歩道の電柱移設等が話し合わせ、現在順次整備、対応しているところです。

足寄町通学路交通安全プログラムでは、おおむね5年に1回程度合同点検を実施していますが、安全推進会議設置要綱では、会長（教育次長）が、必要があれば招集できると規定しており、通学路等周辺状況が変更となった場合など必要性が生じた場合は合同点検を実施することとしています。

2点目の「小中学校の防犯対策（施設・設備）について」ですが、本町の小中学校の来校者の対応については、原則玄関は施錠して

おり、インターホンで来訪の要件を伝え、玄関で受付名簿に所属、氏名を記入して名札をつけて校舎に入ります。誰の目にもとまらず、容易に校舎に入れるという環境にはありませんが、今後も各学校の実情を踏まえ対策を講じていきたいと思っております。

防犯カメラの導入についてですが、足寄小学校にのみ設置しています。5台設置しており、全て児童・職員玄関から外を撮影しており、職員室、警備員室のモニターで確認しています。市街地に位置し、児童数が最も多い学校であり、来訪者も多いことから防犯カメラ設置の効果はあると考えております。僻地3小学校については、立地上から防犯カメラの設置は考えておりません。

足寄中学校については、敷地内には学校と給食センターしかなく、周囲を広く見渡せる環境にあること、平日は午後4時から、休日は日中警備員を配置していることから、防犯カメラの設置は考えておりません。

3点目の「児童の見守りシステムについて」ですが、システムとして体系的に構築したものではありませんが、生徒指導連絡協議会における情報共有や防犯・安全パトロールの実施、十勝教育局に集約された不審者情報の速やかな各小中学校への連絡、あしよろ安全マップの作成（子ども110番の家記載）等、学校及び関係機関と教育委員会が連携した取り組みを行っております。

保護者への緊急連絡手段として、本年度より全小中学校で無料メール配信ツール「まちc o m i」の取り組みを始めました。これは学校から保護者に対する緊急連絡用無料サービスで、不審者情報の発信はもちろん、荒天などによる学校行事の変更等を登録した保護者に一斉送信してお知らせするものです。芽登小学校は登録が完了しており、足寄小学校も登録の案内を保護者に行っているところです。その他の小中学校については、登録に向けた準備を進めています。

課題としては、強制ではないことから全ての保護者が登録することは困難であり、従来

の電話連絡網と並行して活用しなければならないということです。現在の登録数は、足寄小学校、芽登小学校合わせて約65%となっています。教育委員会としてはより多くの保護者の登録を働きかけ、有効性の検証が必要と考えておりますので、現在のところ、新たな見守りシステムの導入は考えておりません。

今後とも学校や関係機関と連携し、児童生徒の安心・安全対策に取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。進藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。
3番。

○3番（進藤晴子君） 1つ目の会議の開催時期について、私の1番目の質問についての再質問させていただきます。

はっきりとした、今の答弁でははっきりとした返答がなかったと、私は今捉えました。5年に一度をもっと短くできないかと、最終的に私はお伺いしたつもりです。そのことについてお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えをいたします。

答弁の中で何年という表示は行っておりませんが、平成29年度と30年度と連続してこの推進会議を開催したということであれば、単純に5年に1回開催するということでは私どものほうとしては考えてはおりません。ただ、毎年各学校のほうにお願いをしておりますが、通学路の安全確保のために対策、どのような対策が講じなければならないのかを確認をした中で、学校と教育委員会で協議をして解消を図れるもの、もしくは学校、教育委員会、各役場所管課と連携して解決を図れるもの、そのものについては毎年スピード感を持って未然にその対策を講じているところでございます。

5年に一度としていますのは、先ほど答弁書の中にありますとおり、関係機関として道

と国の機関が構成員のメンバーとして入っていただいております。ですから、私のほうでは、国、道に対策上必要な案件が出てきた場合に協力を要請しなければならないので、そのときには5年に一度ではなくて、もしかしたら2年に一度、3年に一度になるかもしれませんが、会長である教育次長が招集をしてその対策に当たりたいと、そういうことで考えております。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ありがとうございます。

5年に一度全体で会議はしなくても、それぞれのことは個々で少しずつ解決していくということだと思いました。理解しました。

それでひとつ提案なのですけれども、足寄町のこの広さと推進会議の構成役員を拝見いたしますと、やはり通学路全てを点検するのは5年に一度というのは致し方ないなというふうに私自身も思っておりました。ですが、町民を巻き込んだ、町民の参画していただいている、そういうものに対策をとっていくというのが必要かなと思ひまして、少し裾野を広げていただいて、保護者の視点からチェックしてもよいのかなというふうに私は思っております。ぜひ小学生と中学生のPTA役員の方々の一つの取り組みとしてお考えになってはいただけないでしょうかという私の提案です。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

安全確保については命にかかわる問題なので、できるだけ広範囲に総合的、横断的な組織を立ち上げて、そして情報や対策を共有することについて、これは論をまたないだろうと。そして、喫緊の課題だと思っております。

ただ、その中で先ほどの5年のあれでないですけれども、決して一人歩きをしているわけではなくて、実情に応じてその都度やっていると。実際は各学校が毎年通学路の安全点

検をやっているのですよね。それに基づいて教育委員会もそれを掌握して、必要に応じてこの対応とか安全管理をしていくと、そういう状況下になっているのですよ。

今御指摘の中学校のPTA活動としてさらにこの組織の中に加えてというお話だと思うのですが、これについては学校とも協力すれば可能だと思うのですが、かつては例えば学校での生活指導部だとか、PTAの中でね、あるいは補導部などでそういう活動はしていましたよね。そんなことで、今社会も働き方改革もありますし、そういうことなども踏まえながら、どうすることが一番子供たちの安全の確保につながるのか、少し校長会等とも話題に、俎上に乗せながらよりよい方向を探っていきたいなど、そんなふうにも考えておりますので、御理解のほどをどうぞよろしく願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ありがとうございます。

ぜひ保護者の視点、保護者の目というのを少し対策の中に取り入れて、皆さんの意見を取り入れてもらいたいというふうに、親としての意見でございます。

では、2点目のほうの再質問させていただきます。

小中学校の防犯対策、防犯カメラということで私質問いたしました、その中でちょっと御返答いただいた中で、本町の小中学校の原則玄関は施錠しており、インターホンで来訪の要件を伝えという文言ありますが、私が知っているのは、足寄小学校ぐらしかわかりませんが、足寄小学校に寄らせていただきますと、施錠はしておりません。そして、一つだけ、施錠はしておりますが一つだけ開いております。そこに入ってノートがあつて、そこに名前を書き入っていくという形をとっています。インターホンでのやりとりはございません。書かなくても何も言われません。そして出入りは先生たちの目からは多分見えなと思います。先生たちもお忙しいですし。

その辺のところをお伺いしたいのと、それともう一つ防犯カメラのことについて、5台設置しており、いろいろありますが、足寄小学校だけに限定して言わせていただきますと、ここでちょっと言っているのかどうかわかりませんが、防犯カメラがついているのは見ましたが、あれはダミーというふうに私ほうかがっております。その点もうちょっと返答いただきたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えします。

今議員のほうから足寄小学校の関係について、防犯カメラのお話でございますけれども、答弁の中で原則といううたい方しておりますが、実際には児童玄関のほうは議員仰せのとおり、東側保護者の来校用として1カ所施錠はしておりません。これについては児童玄関については防犯カメラを4台設置しております、職員室から外部から誰が来ているのかというのをモニターでチェックできると、あとは職員室においてちょっとした小窓があるのでございますけれども、その小窓から保護者用來校用の1カ所のところが見渡せると、そういう状況の中で特に大きな問題はなかったのかなというふうに思っております。

小学校のほうの防犯カメラはダミーというお話でしたが、ダミーではなく、先ほど言ったとおり、児童玄関側に防犯カメラを4台、そして職員の玄関のところに1台、合わせて5台設置しております。そこはモニターは職員室及び警備員室のほうに5台分のモニターがあつて、それで状況を把握するというような形になっております。

防犯カメラがいつごろからつけているのかというのは、少なくとも15年以上前から設置されておりますけれども、足寄小学校だけについているというのは、その経過についてはちょっとひもといたのですけれども、そこら辺はちょっとよくわかりませんでした。

先ほども答弁しましたがけれども、本町で最も児童数が多い学校であり、さまざまな来校者がいるという理由だったのかもしれない

が、もともとはカメラ映像を見ることしかできなく、録画もできない状態の防犯カメラでございましたが、先般の足寄小学校の大規模改修にあわせまして、2週間の録画ができるように改めました。これによって2週間分の、もし何かピンポイントで見たいときには見れるような状態に防犯カメラを変更させていただいております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） わかりました。

私のダミーだというのは間違いだったということで理解いたしました。

それで、小学校のまず正門ですね。正門のあそこはいつもあいたままで、出入り自由でとてもオープンでよろしいのですが、誰が入ってくるかわからない。そして、その辺はもう少しどうにかならないかというのは、この親御さんからの意見でございます。正門だけでなく、裏側からも出入り自由になっておりますので、もう少し出入りを見ていただけたらなというふうに思います。

そして、防犯カメラの設置の状況ですけれども、出入り口のところに防犯カメラがついている。そのほかにも広尾町や上士幌町の話聞いてまいりましたが、広尾では平成30年から保育所、小学校、中学校の正門が映るように、外から正門に向けて防犯カメラを1台ずつ設置しているらしいです。そして、上士幌町は現在帯広署と協定をことしの2月に結んでおります。そのこともありまして、現在は10台のカメラを町内に設置し、そのうちの2台は小学校に、いろいろな方向、外からの方向から2台に向けて設置しているそうです。そういう取り組みも必要なのかな。1台につき大体五、六十万円かかるということなので、お金はかかりますが、できないことではないかなというふうに思っております。

防犯と交通事故の対策として、やっぱりぜひもう少し足寄小学校だけではなく、中学、その辺にもつけてほしいなと思っております。

個人情報の問題がございますので、もしつけるとなると、上士幌町の話でありますと、条例で管理方法を規定し、そして場所を公開し、住民理解を十分得た上で管理運用することが大切というふうに言われておりましたので、難しいでしょうけれどもその辺のことも要望いたします。

そして防犯カメラについてですが、ほかにも十分設置することで、子供のことで今回私は取り上げておりますけれども、そのほかでも十分メリットがあると思いますので、町内にもう少しふえていくことを要望いたします。

2点目はそのぐらいにしまして、3つ目の、よろしいでしょうか。

3つ目に移ります。

この防犯システムは、私が挙げました子供の見守るシステムですけれども、岩見沢市で導入しています。岩見沢市のほうでは、このランドセルにこういうセンサーつきのタグをつけて、学校の玄関のところにそういう本体を置いて、そこを通るとセンサーが感知して親御さんのほうに連絡が行くという形のものでございます。

岩見沢市のそのタグですけれども、平成19年、2007年から開始してまして、15の小学校の1、2年生対象に開始したとうかがっております。コスト的にどうなのかなと思ってお聞きしたのですが、初期費用は8,984万円。人数は最初の1、2年生の全体のトータルの人数はちょっと不明なのですが、ICタグにだけに使ったお金は1,284万円ということなので、ざっと計算しますと640人ぐらいの子供たちの用意して始めたということでございます。その子たちが卒業すると、そのタグはまた学校に戻して、あと転校するときもまた元に戻して、ほかの子に譲るといった形になっているそうなのです。

コストのことを考えても、足寄町でできないことではないかなというふうには考えております。親としても仕事をしておりますと、子供が一体いつ学校から帰ってきたのか、そ

の辺のことがちっともわからないというようなこともございますし、習い事をして迎えに行きたいのだけれども、ちっとも出てこないとか、その辺のこともあります。いろいろなメリットがございます。

帯広などの学習塾などでも、もう随分前からカード式のタイプですけれども、導入されております。ぜひ足寄町でもすぐとは言いませんが、こういう方法もありますので、取り入れていただけたらなと思っております。

2001年の大阪教育大学の池田小の事件は皆さんも本当に御記憶にあるかと思いますが、あの悲惨な事件で池田小学校のその後の取り組みは本当に大変であったと。私などよりは教育長は当然よく御理解されていることと思えます。

このICタグの情報管理システムは、池田小学校が事件後取り組まれたことの一つでございます。学校も全部取り壊して作り直したと聞いていますし、学校のほうの防犯システムはかなり完璧なものになったのですけれども、子供たちの通学路の問題が残っておりまして、それでこのシステムを取り入れたと聞いています。

岩見沢市は先ほど言いましたが、2007年から導入しています。10年以上前です。できるか、できないかではなくて、このシステム自体を必要と思うか、思わないかと私は思います。よく検討していただきたいというふうに思います。

そして、この3点目はもうこれで、以上でございますが、もう一つ、この防犯カメラやICタグなどのハード部分を今まで私のほうから申し上げてまいりましたけれども、このタグとかカードなどの情報通信技術だけではやはり子供の安全は守れません。全国各地で子供見守り活動や、ながら見守り活動が広がっております。足寄町においても、ことし8月28日に本別警察署と足寄町商工会が子ども見守り協定を締結したばかりでございます。商工会に加入している会員の皆様に、店舗に安心・安全、安全・安心まちづくり、な

がら見守り実施中と書かれたステッカーを町のところに張りまして、仕事をしながら見守る活動です。この活動が今後さまざまな団体や個人に広がることを期待するところでございますが、この警察が先導している、行っているこの活動に対してですけれども、行政としてどのような支援体制がとれるのか、お考えを伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えいたします。

先ほど議員から言われておりました、岩見沢市のICタグサービス、先ほどちょっと重複しますが、ランドセルにICタグを取りつけて登下校時の玄関先を通過する時間が保護者にわかるシステムということです。

愛媛県の四国中央市の広域版登下校管理システムも、先ほどちらっと話が出ましたけれども、げた箱付近にカードリーダーを置いてICカードをかざせば、保護者が何時に子供が登校したのか、下校したのかがわかるシステムということでお聞きしております。

今のところ、先ほど言いましたけれども、まちcomiの配信メールを始めたばかりですので、議員の中に、その中に愛媛県の四国中央市のほうでは保護者連絡網メール配信をしておりますということも挙げておりましたし、岩見沢市にはICタグもそうですけれども、一斉同報サービス、これも並行して行っているということでございますので、まずは今取り組みを開始しました、まちなかメール、このメールの取り組みを行いながら、子供の安全確保の上で実際にどうなのか、もう少し具体的に検証した中で、メリット、デメリットも含めて検証した中で、今のシステムをさらに構築すべきなのか、もしくはさらに違うシステムを導入して並行してやっていかなければならないのかということ、各学校とも協議をしながら今後取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それから、商工会の商工会長と本別警察の子供の安全を確保する活動に関する協定を結

んだということでは、私どものほうも新聞でその状況を知りました。会長のほうからは今回の協定で、子供たちを一人ずつの点ではなく面で見守ることができるということで話がされておりましたので、今後商工会のほうともこの形の中で、教育委員会として商工会とどのような形の中で連携を図っていけるのか、その点についてはちょっと協議をさせていただきたいなというふうに、今後の取り組みとして思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

子供の主に学校生活上の安全確保については、やはり現代社会の高度情報通信機器、これを活用するというのも大事な視点の一つだと思うのですが、私はまずやはり学校と家庭、それから地域、それから関係機関が効果的に密に連携することが大事だなと、そんなふうに思ってます。とりわけ学校では、いわゆる安全教育というくくりの中で、安全、防犯に対する指導と管理を徹底すると。特にさまざまな危機がありますから、子供たちにはその危機回避の能力だとか、あるいは危機を察知する、そういう能力だとか、そんなことも含めてですね。そして家庭とはやはり古い言い方かもしれませんが、安全確保に向けた家庭と学校の向かう姿勢というのですかね。その指導だとか、そういうことも含めて情報も含めて共有を図るということだと思うのですよね。学校ではこういう指導をしていますよ、だからうちでもこうなのですよ、わかったかい。帰ってきたらこうしましょうとか。

それから、地域ではこれはやっぱり地域の将来を担う人材ですから、やはりなるべく目をかけて、声をかける、そういう意識の醸成というのですか、そういう意識だとか行動が本当に大事なのだろうなど。人任せにしない。

そして、そういう中で私ども行政としては

やはり管理、安全管理についてさまざまな会議や学校等々と連携を図りながら、管理の整備を進めている。あるいはそういう関係で、機関や団体とのかすがい役となって、そういういろいろなものを働きかけると、そういうことがまずは大事なのかな。できればさっきの防犯カメラでも何でもそうですけれども、できればそういうことないにこしたことはない。学校も今地域に開かれて、より地域だけではなくていろいろなところを開かれて、そして信頼される、そういう学校づくりを標榜しています。決して全部に鍵をかけてみんなが入りにくいようにする、そういうクローズドされたそういうものを標榜していません。

が、一方、先ほどの池田の事件も含めて、そういう子供の安全・安心を脅かすような事案もあることは事実ですから、冒頭言ったようなことで進めていきたいし、ややもするとこういう安全対策、対応というものについては、何かあって事後対応が多くなりがちなのですけれども、そうならないようにさまざまなことを想定しながら、学校それから家庭などと一層緊密な連携を図っていききたいなと思っておりますので、御理解のほどどうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 藤代教育長、ありがとうございます。

今教育長のほうがおっしゃられました子供たちへの対応の仕方であるとか、家庭のことであるとか、本当に大切なことだと思いますし、私も小学校3年生の息子がおります。その子がどういうことを学校で教わっているのかというのを見ますと、この間民間の警備会社を呼んで、そういう対応、そういう不審者であるとか、そういう人たちにどう対応をしないかという指導を受けたという話を、子供の話ですからちょっと半分しか理解できませんでしたが、そういう話も聞きました。本当にこれは必要なことであるなど、まずはそこからだろうと。本当に感謝しております。ただ、それを私たち親に

もやはり開放してもらって、せっかくい取り組みをしているので、ぜひぜひ親にも開放して、親も一緒に勉強してまいりたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

そして、足寄町でも始まったばかりの無料配信ツール、まちc o m iメールですけれども、と、ながら見守り活動ですが、登録者の増加、活動がどんどん広がってまいりますよう、行政の支援を引き続きお願いしたいと思います。

そして、今教育長のほうから、できれば開かれた学校というふうにおっしゃられてました。お気持ちは大変わかります。ただ、全国的に見ますと、私はやはり少し施錠であるとか、致し方ないのかなというふうには思っておりますが、学校の施設、設備での防犯についてもよくよく今後とも再度検討されて、防犯カメラ等必要なものは少しずつでも取り入れていくことを要請したいと思います。

最後に、お名前言ってもよくわからないかと思いますが、藤田大輔さんという方の、大阪教育大学危機管理メンタルサポートセンターの現在長であります藤田大輔さんのインタビュー記事で、あっ、なるほどなと思ったことがありましたので、御紹介させていただきます。「学校における事故は学校側の故意、過失、安全配慮義務違反が問題となり、その賠償には国家賠償法が適用されます。教員の不作為、あえて積極的に行為をしないこととありますが、それと事故発生の因果関係の限定が行われるのが学校事故の特徴です。これは逆の限定とも言われ、通常であれば因果関係を明確にするために何々したから何々になったことを証明しますが、学校管理下の事故災害においては、もし何々していたらこの事故は起きなかったのではないかと、妥当性があると認められれば因果関係が成立したと見なされます。ほとんど原告有利な判決が下されるというのが学校管理下の事案の状況です。」大変強く私は感じました。つまり学校そして行政の責任が、子供たちのことにおいては非常に重いということです。子供

たちを事件や事故から守るということは、強いて言えば学校の先生方も守るということです。学校や行政の職員、そして私たち町民一人一人の危機意識の向上を図って、保育所や学校の防犯、そして登下校の防犯の取り組みがどんどん加速されていくことを強く要請いたします。

そして、きょうは足寄高等学校の生徒さんたちも傍聴に見えております。高校3年生とうかがっております。この生徒さんたちが夢に向かって真っすぐ進んでいけますよう願ってやみません。

これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これにて、3番進藤晴子君の一般質問を終えます。

ここで。

それではそのまま続けます。

次に、4番榊原深雪君。

（4番榊原深雪君 登壇）

○4番（榊原深雪君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきます。

防犯カメラ設置について。

町民が安心して住み続けることができるまちづくりとして、交通安全と防犯の町民大会が大勢の町民が集い開催される場所ですが、高速道路のインターチェンジがあり、国道が交差している当町の置かれた状況から、町内の駐車場や公園及び道の駅などにおいて、交通事故や車両荒らしなどの窃盗事件の発生が懸念されます。

先般においては、本別と当町において同時期に高齢者が行方不明になる事件が発生し、町職員を初め関係者が総動員して、数日間にわたり昼夜捜索活動をされたにもかかわらず発見に至っておらず、御家庭の御心痛はいかばかりかとお察しいたします。

行方不明者については、警察庁のまとめですが、認知症が原因で、2018年の1年間で1万6,927人となっています。

認知症の人は、2015年時点で約520

万人いると推計され、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年には約730万人に達する見込みです。これからますます行方不明者の発生が懸念されます。

これらの事件の発生を抑制するための効果と、万が一発生した場合、町職員に一般業務以外に多大な負担を避けるためにも、町内の主要箇所に防犯カメラの設置を図ることが得策ではないかと考えます。防犯カメラは高齢者社会の中で、認知症の方の徘徊にも役立つだけでなく、子供たちの安心・安全を確保する役割を果たすことにもなります。

このことから次の3点について伺います。

①現在の防犯カメラの設置状況及び運用方法はどのようになっているのでしょうか。

②町が管理している駐車場、公園、街角の交差点などに防犯カメラを設置する場合、適正な設置場所や管理方法はどのようになりすか。

③ICT（情報通信技術）を利用した徘徊搜索の取り組みについての考え方について伺います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 榊原議員の「防犯カメラの設置について」の一般質問にお答えいたします。

1点目の設置状況についてでございますが、学校については先ほどの一般質問の答弁にあったとおり、足寄小学校のみ設置がされております。

ほかの公共施設については、あしよる銀河ホール21、足寄町民センター、足寄町図書館、足寄町総合体育館、足寄町温水プール、足寄町認定こども園どんぐり、高齢者等複合施設むすびれっじ、多目的交流施設、足寄町国民健康保険病院に、主として施設の保安、管理のため設置されております。

街頭に設置されているカメラとしては、西町7丁目の山手通りに設置されたカメラが1台ございます。

いずれの防犯カメラも数日間録画可能で、

記録容量が限度に達した際に古い映像から順次上書きされて新しい映像が残されていく仕組みとなっており、問題となる事案が発生した際に発生時間前後の映像を確認することで、発生時間やその状況を確認することが可能であります。

2点目の「町が管理している駐車場、公園、街角の交差点に防犯カメラを設置する場合について」でございますが、設置場所は住民からの要望や警察からの情報に基づき、不正な行為や不審者があられやすい場所、公共施設などが適切と考えております。

設置については、広範囲の撮影が可能となる高所が望ましく、かつ常時電源が確保できることが必要であります。

設置施設等を所管する課（部局）が、記録された映像を個人情報として、その保護に配慮しながら管理をしております。

防犯カメラの設置は町民の皆さんが安心・安全に暮らしていくことにつながるよう、適切な設置、管理に努めてまいりたいと考えております。

3点目の「ICT（情報通信技術）を活用した徘徊搜索の取り組みについての考え方について」ですが、当町におきましても、搜索活動へのICT活用は非常に有効であると考えており、平成30年度に厚生労働省の補助を受けてNPOが実施したスマートフォンのアプリ（プログラム）を使った認知症高齢者等行方不明者搜索支援システムのモデル事業として足寄町を含む十勝管内6町、これは足寄町、本別町、陸別町、池田町、浦幌町、上士幌町の6町であります。が、指定を受け、行方不明者搜索の実証実験を行ったところでございます。

このアプリは行方不明発生時に行方不明者の顔写真や服装、特徴等の情報を指定したエリア内の事前登録した搜索協力者のスマートフォンに送り、搜索・情報提供の協力をリアルタイムでお願いをするものであります。スマートフォンアプリの利用は、情報伝達の手続き・正確性等を考えると非常に有効でありま

すが、システム上の課題等があり、現在アプリ開発業者が課題、不具合の整理・解消を行っているところであります。認知症高齢者等行方不明者捜索支援システムについては、広域導入によりさらに効果が上がるものと考えておりますので、5町と調整を図りながら導入について前向きに検討していきたいと考えております。

なお、この捜索支援システム以外にも行方不明防止や捜索に有効と思われるシステムもありますので、当町の地域性にあったシステムの導入や普及を検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、榊原議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） ここで、済みません、暫時休憩をいたします。

高校生のちょっと出入りがありますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

10分間休憩をいたします。

午前10時50分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

4番。

○4番（榊原深雪君） 先ほど進藤議員が子供の見守りのことについて、防犯カメラのことについて質問されておりましたので、私もなるべく重複しないように質問させていただきたいと思えます。

先ほど答弁いただきました。その中で防犯カメラは子供たちの安心・安全だけでなく、高齢化社会の中で最も大きな問題となるであろう徘徊にも大きな役割を果たすと思われま。防災無線に尋ね人の放送が数年のうちに何度かありました。防犯カメラはそうした尋ね人の大きな情報源になるはずです。設置している市町村ではリースという形で、比較的安価で設置しているそうです。防犯カメラの設置について、今後このように、先ほど第1回の答弁にもありましたけれども、設置状況がこれでよいのかどうかというところもどの

ようにお考えしているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

先ほど答弁の中でも申し上げましたように、設置場所についてはそれぞれ各施設、公共施設ですとか、そういったところに設置をしております。町としてはそういうところで、やはりそれぞれの施設の管理に必要な部分で防犯カメラを設置をしてきたというところでありまして、先ほど申し上げたような施設にそれぞれ防犯カメラ、施設の中の監視ですとか、そういった部分も含めて設置をしているというところでございます。

先ほどお話にもありましたけれども、子供さんの見守りですとか、それから高齢者の徘徊、そういったものについても有効に活用ができるといった部分での防犯カメラの活用方法、それはいろいろとありますし、犯罪防止だとかそういったものも含めて、いろいろな形で活用ができるものというように感じておりますけれども、現在のところ、今それぞれ施設で必要なものとして設置をしているというところでありまして、特にこの後高齢者の見守りですとか、見守りというか監視、監視ではないな。やはり見守りですかね。見守りですとか、子供さんたちの見守りだとか、そういったことで、設置をするという今のところ計画は予定してございません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） 私も高齢者の一人でありますけれども、高齢者がふえることと認知症がふえることというのは比例しているのですね。可能性が高くなっていくのです。それに伴って徘徊の方も多くなっていくという現実があります。その中で、昨今のニュースなどを見ますと、車で徘徊する方、それで赤信号もぶっ飛ばしていくのですね。そしてどこへ、とめて話を聞くと、どこへ行きたいかわからない、自分は誰かもわからないという

状況が多々見受けられるようになってきております。これは、こういう方がふえることによって、第三者の方にも被害が及ぼすということです。そして介護者の方はもちろん、介護施設にも影響が及ぼすということなのですね。今はもう防犯カメラのことに一応質問を集中させたいと思いますけれども、今回の行方不明の方いらっしゃいましたけれども、今回の行方不明者の方に、この防犯カメラ、今現在ある防犯カメラでそれを調査したことによって、効果はこのカメラがあつてよかつたとお考えでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

今回8月の12日から高齢者の方がちょっと行方不明になったということがございました。その中で、防犯カメラ、町内にある防犯カメラを警察のほうでもいろいろと調べていただいて、そういった中で1カ所だけ映像の中にその方と思われる方が見えているというのがわかつたという部分がございます。

今回の部分でいきますと、ほとんどが防犯カメラに映ってはいなかつたということで、1カ所だけでありますけれども、それにしても時間的な部分でいきますと、ほとんど家を出た後すぐぐらゐの時間帯というようなことでありまして。今回のその捜索の中で、十分に役に立つたかとかという部分でいきますと、役には、間違いなく家を出られて外を歩いていたというのは確認ができてますけれども、その中では十分に確認、ほかの防犯カメラには映ってはいなかつたという部分で、一定程度、何というのですかね、行動範囲といいますか、ここには映ってはいなかつたということはここには来てないというようなことで、そういった部分では行動範囲というのが一定程度狭めることが可能だったのかなというようには考えております。そういった意味では役には立っているのかなというように思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） 防犯カメラにつきましては、犯罪の抑止力にもなりますし、解決につながる情報源として大変大切な今役割を果たしていると思います。

2番目の質問の中で、公園や街角の交差点に防犯カメラを設置する場合についての質問の答弁ですが、この公園ですね。今足湯が足寄町にはありますけれども、足湯の使う方のマナーがとても悪く、そして湯の中にビールの空き缶、あるいは座る場所がびちょびちょになっているとか、大変迷惑行為が見受けられているそうです。

それで、そういうところにも設置したほうが抑止力にもなりますし、そういうことを取り締まりというか、注意喚起でもできますから、そういうことも力を入れていただきたいなということと、そのそばに子供さんが、小さいような子供さんが遊ぶ場所ありますね。そういうところにも、やはりちょっと親が見放した隙にどんな事故が起きるかもしれないですね。そういう、かもしれないということを想定しながら、そういうカメラがあることによってはっきりした状況がつかめるということになるのですね。だからそういうこともこれからも防犯カメラの設置にも考慮していただきたいなというところですが、答弁お願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

足湯のところでありまして、ことし里見が丘公園の整備で、そのすぐ横のバーベキューハウスですかね。バーベキューハウスだとかも含めて外構工事なども行う予定しておりますけれども、その中で足湯のところにも防犯カメラをつけようということで、今計画をしております。

またバーベキューハウスについても、あわせて防犯カメラをつける予定をしております。あわせて、せっかく防犯カメラつけますので、そういった部分で少し施設の中も含め

て少し外ですね。道路ですとかも見えるような、全てを外側だとかということではなくて、施設の中も監視ができるような形で外も見えるような、道路側も見えるような、そういったいろいろと角度とといいますか、防犯カメラの角度をいろいろ調整しながら、ほかの部分も少し見えるような形で設置をしてほしいということで、担当課のほうにはお願いをしているところでもあります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） 町内の高齢者の状況としましては、やはり認知症にはなりたくないという高齢者がもちろん大方の意見です。それがやはり女性が多いのですね、そういう活動する方には。そうなりたくないからこういうことをやっているとか、頭の体操したり、歌、踊り、いろいろなことに趣味にやっけてらっしゃいますけれども、男の方が少ないのですね。そして、この徘徊の状況見ましても、男性の方のほうが多いのです。そして女性の方がその数値的には少ないのですね。だからやはり、これちょっと防犯カメラから外れるかもしれませんけれども、そういうふうに高齢者の方もただ元気であるだけではなく、やはりそういう徘徊を防止するような自分の力で頑張っている状況もありますので、やはり町としても、もしこのような災害があったときに、この防犯カメラが効果的に發揮できるような検索システムができ上がっていくといいなと、私は思っているところです。

今後さらに高齢者の世代、高齢者が進むことによって、徒歩による徘徊、そして先ほど言いましたように車を運転しての徘徊も予測されます。あらゆる面から防犯カメラの設置と活用も図ることを期待しているところです。

それで、この配置の状況なのですけれども、やはり道路の、町外に出る道路もこの中には入っておりませんし、小学校しか防犯カメラ設置されてないということだったです

けれども、ではその中学校はどうなのだろうといったときに、先ほども答弁ありましたけれども、やはり盲点となる場所があると思うのですね。そういうところもやはり保護者の方とか先生方と御相談した上で、そういう設置が望ましいのではないかと、一つ1台ずつぐらひは小中学校、小学校以外には必要でないかなと私は思って、先ほどの質問の方の答弁を聞いておりました。

私の最後の3番目の質問につきましては、ICTにつきましては、詳しく答弁をいただいておりますのでいたしません、最後になりますけれども、さっきのやっぱり高齢者がふえることということを勘案しまして、今後の防犯カメラの設置と活用を図ることを期待しておりますので、最後に町長の答弁をいただきまして、この質問を終わらせたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

認知症の関係については、足寄町においても第7期の足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づいて、認知症への理解を深めるための普及啓発活動なども推進しておりますし、認知症予防、適切な医療・介護等の提供、介護者への支援など、認知症対策というのを取り組んでおりますので、そういった部分でなるべく認知症に対する取り組みを今後もまた進めていかなければならないのかなというように思っているところでもあります。

それから防犯カメラのほうでありますけれども、足寄町、町がつける、設置する防犯カメラだけではなくて、先ほども申し上げましたように、警察の方がいろいろなところに防犯カメラ、お店だとかにですね、ついているカメラなども調査をしていただいているということをお話しさせていただきましたけれども、そういう町が設置するだけではなくて、民間のそれぞれのお店、どちらかといえば国道沿いが多いのかと思いますけれども、そう

いったものもいろいろと活用させていただきながら、今後の捜索だとかにも活用させていただこうというように思っております。あとそれから学校の関係でありますけれども、学校等の御意見なども聞きながら、教育委員会のほうでも検討をされるのかなというように思いますけれども、そういったことで、必要に応じてやはり設置がされていくことになっていくのかなというようにも思いますので、御理解をいただければというように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） これにて、4番榊原深雪君の一般質問を終えます。

次に、2番高道洋子君。

（2番高道洋子君 登壇）

○2番（高道洋子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

件名、認知症など高齢者対策について。

全国的に行方がわからなくなる高齢者が増加する中、本町においても高齢者が行方不明となる事案が発生しております。

役場や警察、消防初め関係者の懸命な捜索活動にもかかわらず、残念ながら消息不明の状況が今なお続いております。

また、近隣の町でも先月中旬に同様の事案が発生し、いまだ発見には至っていないとお聞きしております。安否がわからない状況にある御家族の気持ちはいかばかりかと思えます。大変心が痛みますが、何とか無事で戻ってきていただけることを切に願わずにはいられません。

認知症の高齢者は全国で推計500万人以上とされており、本人と支える家族の安心につながる取り組みが今こそ求められております。

そのような中で、徘徊高齢者の早期発見・保護へ全国各地でさまざまな工夫が試みられているところであります。

超高齢化社会の中にあって、団塊の世代が75歳以上に到達する2025年には、日本

の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は約30%に上り、認知症高齢者の人数は730万人を超え、5人に1人は認知症高齢者になってしまうとも言われております。

そのため、今以上に認知症など高齢者対策の充実が求められるものと考えます。

これらのことを踏まえ、本町における認知症など高齢者対策に関し、次の点について伺います。

1、過去10年間において、町内で発生した高齢者の行方不明事案は何件ありましたか。また、その後の状況について。

2、町は町内に居住する徘徊のおそれのある認知症高齢者を把握されていますか。

3、高齢者の徘徊対策として、町が独自に取り組んでいる対策はどのようなものがありますか。

4、認知症など高齢者の相談や関係者の情報共有はどのような形で行われていますか。

5、町においては、行方不明者の捜索に関する実施要綱の制定やSOSネットワークの取り決め等を実施していますが、ほかの自治体においては認知症高齢者に対するより具体的な徘徊高齢者捜索マニュアル等をつくっております。

今回足寄町においても行方不明者が発生したことから、より具体的な捜索マニュアルの作成が必要と思いますが、作成の考えについて伺います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 高道議員の「認知症など高齢者対策について」の一般質問にお答えいたします。

まず1点目の「過去10年間に発生した高齢者の行方不明事案の件数とその後の状況について」ですが、町が過去10年間に捜索対応した高齢者行方不明発生件数は5件となっております。うち2件は残念ではありますが未発見、うち3件が無事に発見をされております。3件の方の発見後の状況といたしましては、1件は入院後老人保健施設へ入所、1件は在宅生活へ、1件は当時利用し

ていた施設を継続利用となっております。

2点目の「町内に居住する徘徊のおそれのある認知症高齢者の把握について」ですが、在宅で徘徊のおそれがある認知症高齢者がいた場合は、家族やケアマネジャー、民生委員、地域から寄せられる情報等で把握しておりますが、この間搜索対象となった高齢者の多くは行方不明になる前には徘徊症状がなく、認知症ではない方もいることから、行方不明になるおそれのある高齢者全てを事前に把握することは困難な状況となっております。

3点目の「高齢者の徘徊対策として町が独自に取り組んでいる対策」についてですが、本町におきましては、認知症高齢者の理解を深めたり、徘徊症状を持つ在宅等の障害・虚弱高齢者等の行方不明発生時に早期に発見・保護し、さらに適切な事後措置を図ることを目的に「障がい・虚弱高齢者のためのかえるネットワーク」を設置しております。「かえるネットワーク」には、現在町内外の50事業所が登録しており、行方不明発生時に役場からファクスやメールで情報を提供し、可能な範囲で搜索に協力をいただいております。

次に「足寄町徘徊高齢者家族支援事業」といたしまして、認知症高齢者等徘徊時の早期発見に有効と思われるGPSを活用した徘徊探知機等を利用する家族等を対象に、導入に係る初期費用に対して1万2,000円を上限に助成を行い、家族等が安心して介護できる環境整備を図っております。

実績といたしましては、平成28年度に1件の助成を行いました。今年度は現在のところ希望者はございません。

4点目の「認知症など高齢者の相談や関係者の情報共有の形」についての御質問ですが、足寄町においては医療と介護・保健・福祉の連携システムの一環として、高齢者等の困りごとをワンストップでお受けする相談窓口として総合支援相談室を設置し、地域包括支援センターを中心に高齢者の困り事、相談に対応しております。

家族等から高齢者に関する相談があった場合は、訪問して本人の状況を確認し、困り事に対する支援を行うほか、ケアマネジャー等からの相談についても随時対応をしております。また、関係者の情報共有につきましては、必要に応じて情報交換の場を設定し、よりよい支援の検討を行っているところであります。

また、平成28年度から認知症初期集中支援チームを設置し、認知症サポート医、医療職、介護職が認知症の人やその家族に早期にかかわることで、早期診断・早期対応につながるよう支援を行っております。

5点目の「具体的な搜索マニュアル作成の考え」についてですが、現在足寄町においては高齢者の行方不明が発生した場合に「障がい・虚弱高齢者のためのかえるネットワーク実施要領」及び「行方不明者の搜索に関する実施要綱」に基づき行方不明者の搜索を行っているところです。両要綱等では、行方不明発生後の警察、役場への通知、搜索体制、搜索方法の一連の基本的な対応について規定しておりますが、搜索時には行方不明発生時の本人の精神・身体・生活状況に合わせて柔軟な対応をしており、マニュアルによる画一的な対応は難しいと考えているため、現段階ではマニュアル作成をする予定はありませんが、今後も認知症サポーター養成等による地域の皆さんの見守り協力の啓発などに取り組むほか、町内関係機関と協議を行い、高齢者等の安全、安心な生活の確保に向けたより細かな見守り体制整備を目指してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。高道議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

2番。

○2番（高道洋子君） 5番目に質問いたしましたマニュアルについてでございますけれども、より詳細な認知症向けのマニュアルがあるということでもわかりました。ただ、マニュアルの中に書いてあるかどうかわかりま

せんけれども、やはりそのとおりのことにはならず、本当にその都度行方不明者の状況に応じて話し合いがあって、いろいろな話し合いの中で対応が変わっていくのだと思います。そういうもろもろのことも明文化しておいたほうが、福祉課の職員の方も何年かたったら変わっていくわけですから、そういうことも明記しておく必要があるのではなかろうかなということもあって、5番目にそういう、行方不明でも登山の行方不明とか、また認知症の徘徊者とか、その相手によって微妙に違っていきのではないかなということもあって提案させていただきました。それについてはわかりました。

過去に悲しいことに2名の行方不明の方がいまだにわからないということがございますが、過去の何事も行動があった場合に、いろいろあると思うのですけれども、反省やいろいろあって、検証ですね。その検証についてはなされているのか。どういう結果になったのか。なされてあればお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

検証という部分では、事象が発生して、この方が多分こういうような活動範囲で、たまたま朝なのか、昼なのかで、どういうふうに出ていったから、多分ここにいるだろうという感じで、まず重点的に搜索を始めます。その時間帯でなければ、どんどん広げていくという形で、日々検証して新たな搜索範囲を広げていくと。期限が限られてますので、基本的には3日間で搜索、町としての協力、人員を配置する搜索というのは3日間やると。そこを日々検証して、3日間で今までこうやってこういう結果で見つからなかった、いまだ見つからないというところで、その場の場の状況として全力を尽くして検証をしながら日々やっているというところで、集結する3日の部分では報告書としてまとめてます。それぞれ事象が違うので、それをどんど

ん累積していったという部分でいえば、累積してそれをまとめて何か評価するというわけではなく、過去にはこうだったという記憶なり、勘なりそういうところで実際のところ動いているというところが多いところで。今反省としましては、やはり早期に行方不明者の御家族から情報をいただいて、搜索範囲が狭いうちに役場、消防、警察なりが動く。また、かえるネットワークの事業所等にお伝えして、こんな人がいませんでしたかという形で情報をいただくということで。反省すべき点としましては、やはり行方不明となったらまず恥ずかしくないで、御家族も恥ずかしくないで、それはたまたまどこかに行ってしまった、それは痴呆でも、痴呆というのは恥ずかしい病気でもないということで、そういうことですぐに情報をいただいて、すぐに発見できるような形を、広報等でも毎年毎年かえるネットワークの情報とか、活動等はお知らせはしているのですけれども、まだまだ皆様の御理解までいってないというところもあるかと思うので、そういうところで行方不明者が発生しないように、発生したらどうするかというところでのよりよい行政としての取り組みというのは必要かと思っておりますけれども、搜索活動に関しての検証して反省点があるからこうだというようところは、私たちの自分たちの検証としては、そのときそのときやっているということが御回答になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） わかりました。その都度その都度なさっているということで、なかなか事案が行方不明ということでありますし、家族もいるし本人もいらっしゃるということで、検証が難しいのかなという思いもあります。しかし、そういう反省とかそういうことは、次にそういう行方不明者が起きないためにも必要なことではないかなと思うわけです。

次に、高齢者の高齢行方不明者がかなり離

れた場所で、帯広の事例なのですけれども、何か介護施設のお話を聞きますと、帯広で行方不明者が出た場合に、なぜか池田で発見されるのが多いそうなのです。だから、市内でもくまなく一生懸命調べる、検索するのですけれども、それだけ徘徊者というのは相当歩くということ。とにかく足が、歩けない人もいますけれども結構想像以上に歩くのですよということを聞きました。そういうことで、足寄町外で、町外でも見つかる事例もあるのでないかなという気もするわけなのですけれども、事実本別でも同じ時期に行方不明者出ましたよという話は聞きました。それは口伝えに本別の友人からたまたま聞いたことで、そういうことで痛ましいなと思ったのですけれども。そういうことを勘案しまして、検索の広域化が必要でないかなと考えるのですけれども。例えば足寄、陸別、本別、池北3町でも管内市町村全地区でもいいのですけれども、情報の共有ですね。そういう方が発生しましたというときに、町内ではなしに広域的なそういう情報共有ですか、どのようにされているのか、お伺いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 福祉課長です。

ただいまの高道議員の質問にお答えいたします。

広域について、広域検索についての御質問ですけれども、まず1点目といたしましては、SOSネットワークというのがございまして、十勝管内で今広域で検索をするという形をとっております。

御家族が広域での検索を望まれた場合には、他の町村へファクスで行方不明になったときの状況とか、そのようなものをファクスで各町村の検索依頼をして、各町村はその各町にあるSOSネットワーク、足寄で言いますとかえるネットワークの登録している事業所のほうへファクスを送信しまして、検索の依頼をするということで、広域の取り組みをしております。

また、今後もし導入できるとしたら、先ほ

ど榊原議員の答弁のときに説明いたしました、スマートフォンアプリを使ったような、そのような検索システムもありますので、今後もし導入できれば活用できるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） わかりました。

本別でそういう方が、行方不明者が出たときに、私たちも何かもしかしたら本別から来るのでは、足寄に歩いてきたらどういう人なのだろうということ、もちろんそのときは足寄町の方も後でわかったことなのですけれども、顔もわからないし体型も見たこともない方だったのですよね、今回の方は、足寄の。だから、それで知っている人は知っているのでしょうか。知らない人は知らないということで、もう少し早目に、本当に本人と家族の人が希望すれば、早目に顔写真なりファクスなりいただけたらよかったかなという思いもあるのですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 先ほど検証の中でお話ししておりますけれども、やはりこの情報ですね、というのはやはり行方不明になった後、早ければ早いほどいいということでもあります。早くいろいろと検索にかかわれる人たちがふえていくことによって、早い段階で見つけることができるというようなことになりすし、本当にどのぐらい歩くかということかもわかりませんし、どこにどっちに向かって行かれたかわからないだとか、そういったこともありますので、なるべく検索範囲が狭いうちに、余りそんなに動いてないだろうと思われるうちにやはり検索をするということがやっぱり一番重要なのかなというふうに思っております。

そういった意味で、写真まではいくかどうかかわかりませんが、服装ですとか特徴ですとか、そういうようなものがあるべく早い段階で検索にかかわっていただける方たち

に伝わっていくということがやはり重要なかなというように思っております。

そういった意味で、かえるネットワークもございますけれども、いろいろと検索にかかわっていただける方たちに対する情報提供、それをなるべく早くできるような形がやっぱり一番望ましいのかなというように思っております。

先ほど榊原議員のお話の中でもありましたけれども、まだ完成はしておりませんが、ICTを使った検索だとかというのも当然これからは必要になってきて、そういったときにはそれぞれの検索していただける方たちの、例えばスマートフォンにそういう情報が行くとか、そういうことも将来的にはもしかしたら可能になってくるのかなというように思いますので、なるべくそういうような情報の提供をなるべく早くすることがこれから求められてくるのかなというように思っております。

その部分でいきますと、先ほど副町長言いましたように、家族の方たちが、家族の方がちょっと見えなくなったよと、家族の人たちでとりあえず探そうかということ探すのもいいのですけれども、やっぱり一定の時間になったらなるべく早く警察なりに届けていただくというのがやっぱり一番いいのかなというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 次に、御答弁の中に、足寄町徘徊高齢者家族支援事業の中でGPSですね、これを奨励しているというお話がございました。導入を、初期費用に1万2,000円を上限に助成していると。まだ1名しか、28年1名しか助成が行われてないという御答弁でございましたけれども、私もいろいろ勉強しましたら、足のかかと部分かそういうところに挿入というか、はめ込むらしいのですけれども、小さいもので、全ての情報が詰まった、そして本人が今行方不明者がどこにいるかということもわかる発信で

きる、そのGPSをやはりこれがすごく有効的でないかなと思っております。それで、助成するにはかかわらず1件しかないというのは、どういうことかなというふうに思うわけですが、PRがですね、案外PR、それが私たちもそれうっかり知りませんでしたし、そういうことがそういう関係者だとか町民の方にアピールですね。それが行き届いているのか、それがなぜなのかとか、どのように押さえていますか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 高道議員の質問にお答えいたします。

GPSを使った、この何でしょうかね、位置情報のシステムなのですけれども、PRにつきましては年に1回高齢者福祉サービスとしまして、年に1回自治会回覧で各戸配布をさせていただいております。あと認知症で徘徊のおそれのある方につきましては、ケアマネさん等から御紹介をさせていただいております。ただ問題としましては、今高道さんがおっしゃったのは靴のかかたに入れたGPSの装置ですけれども、同じ靴を履いて出かけるとは限らない。もしくはほかの探知機ですと、かばんの中とかそういうものに入れて持ち歩くような形のもので、同じかばんを持って歩くとも限らない。そのときに装着をしていなければ位置がわからないというような課題がございまして、家族とそのような認知症で徘徊の可能性のある御家族とお話をした結果、やっぱりそれが確実に位置を確認できる状況にないということで希望されない方が多いということです。ですので、ちょっと普及していないということがあると思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） わかりました。

また1足が7,000円とか8,000円とかということで、高額でもあることもあるし、それから毎月毎月維持費がかかるということもあって、そういうこともあっていろいろ

ると普及しない理由もあるかもしれません。

そこで私今回何点か提案をしたいと思います。

まず見守りシールについてでございます。認知症などで徘徊する高齢者を早期に保護しようということと、家族などへ速やかに連絡するための徘徊高齢者見守りシールというのがあります。シールを受け取る人は認知症の人とその保護者が対象で、認知症の人のそのシールの中には性別、年齢、特徴、メールアドレスなどを登録しておき、その認知症の徘徊者を発見した人は、自分のスマホなどでQRコードを読み取って発見場所を入力すると保護者に直接自動送信されるといった、安価なシールですから、そういうものなのですね。身元の確認とか、保護者との連携が素早く行うことができ、またシールは反射素材でもあるものですから、夜も気づきやすくドライバーへの注意喚起にもつながっていく。これは1枚1枚のシールなので希望者には洋服、例えば洋服でしたら30枚とか、個人にですね。それから靴とかつえですね。それ用と分かれていて、洋服用、つえ用と、つえ用とか靴用には10枚とか、洋服は30枚ということで、それを高齢者にシールというものがあって、各町村で結構活用しているのですけれども。安価であるということと、これは服を何枚脱いでも着てもとったり外したりできるものですから、そういうシールについてのお考えと、配布する検討はできないか、伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの御提案ですけれども、シールを張っていて、その方が行方不明かどうかというのがちょっと周りの方にわからないのかなというのが一つと、そのシールを読み取ってするということで、読み取ってその情報がシステムのほうに行くということであれば、そのシステムと読み取りをするということの周知、それといろいろな方の理解が必要なのかなというふうには思います。

どの方が、誰かがわからなくてもそのシールを張っていれば発見につながるという意味では非常に有効なものかなとは思いますが、地域性といえますか、都会ではそのシールを見たらたくさんの方がいて誰かわからなくて活用できるということがあるかなと思いますが、足寄町ぐらいの人口規模ですと、その仕組みが有効、どれぐらいの方に対して有効に活用できるかわからないなとは思いますが、ちょっと今御提案いただいたので、今後調査をさせていただいて検討してみたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） ぜひ検討してみたいと思います。

今回も人によっては都会と一緒に、どういう人で、全然わからないわけですね。わからない行方不明者がいるわけです。また本別やら陸別からそういう人が来るかもしれない。そういうときに、それらしい人がそういうシールをつけていれば発見が早いかなということでメリットがあるわけですね。

次にお伺いします。

認知症ケアパスについて、お伺いしたいと思います。

これは厚生労働省の認知症に対する政策の一つで、認知症ケアパスというのがあります。新オレンジプランでも最も重要とされているプランでございますけれども、足寄町の認知症ケアパスについて伺います。

この認知症ケアパスというのは、認知症の人やその家族が、認知症の症状が発生した場合にいつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいかということが、市町村ごとに策定し、町民に提示するものと理解しておりますが、足寄町でもそれがあって、どのように作成され提示されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 足寄町認知症ケアパスにつきましては、足寄町のほうでは策定をしております、高齢者保健福祉計画・

介護保険事業計画第7期計画のほうに掲載をさせていただいております。また周知につきましては、ホームページで住民への周知を図らせていただいておりますけれども、実際にどのような町民の方までちょっと目が行き届いているかというのが、ちょっとわかりませんが、認知症の状態によってこのようなサービスが受けれるというような流れを記載させていただいております。認知症の方を支援する方法の一つの指針としているところです。こちらにつきましては、足寄町福祉課の職員が認知症にかかわるケアマネさんとか、そのような方にどのようなサービスの提供とか、支援の内容があるかということの説明をするときに、この内容をもとに説明をさせていただいております。今後とも、国も認知症ケアパスを推進して作成をするように言っておりますけれども、内容を充実させて住民の支援につなげていきたいというふうに思っています。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） わかりました。

私もケアパスについてホームページを見ました。大変たくさん書いてあって字が小さくて、最初は何が書いてあるかわかりませんでした。こうして勉強していくうちに、ああ、こういうことなのかということがわかったのですけれども、果たして町民のみんながこのホームページを見ているとは限りませんし、認知症の概念というのは以前は本人も家族もなるべく人に知られたくない、隠したい風潮が、今もありますけれども、過去にはもっと強くありました。しかし、今後ますますふえ続けていく認知症に対しては、町民みんなが認知症の理解を深めて、関係者だけでなく町民も見守らなければいけないし、サポートしていかなければいけないと、そういう方向に、認知症に対しては変わってきていると思います。

ケアパスは認知症に関する全てをわかりやすく記したパンフレットでもあり、認知症ガイドブックでもあると言えます。実際に自治

体によっては、この認知症のガイドブック、認知症安心ガイドという名称で全戸に配布されている町村もございます。そういう観点からホームページだけではなく、また関係者だけではなく町民全員が認知症に対して理解し、見守る体制をつくるためにも、本町では認知症に対しては御答弁にもありましたようにさまざまな施策を実施しているわけですので、認知症を知らない人にもわかりやすいガイドブックとして全町民に配って理解、協力の体制を整えたらどうかと思うわけですが、予算もかかることではありますけれども、検討してはいかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） それを、認知症についてまとめた一つのガイドブックというものを出して理解を求めるといことも、一つの情報をずっととっておくという意味ではとても有効ではあるとは思いますが、今現在は年に何回か広報あしよろのほうに認知症とか認知症サポーターですとか、認知症予防教室ですとか、そういうものを定期的に、何か月間に1回、細々と情報を提供することによって、皆さんの、何というのでしょうか、喚起を図るというような形をとっております。一つにまとめたガイドブックを出すという手もあるかと思いますが、効果的な周知の方法を考えていきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） そうですね。周知の方法はいろいろあるかと思いますが、ただ関係者だけではなくて、その認知症に携わるサポーターとか福祉関係者だけでなく、全町民に認知症とはどういう病気で、どこ行ったらどういふふうにかかわり、行けばいいのかという具体的な指針とかガイドブックですね。そういうものを保存版として置く、一家に一冊置くべきでないかなという観点からそういう提案になりました。あれですね。いろいろな方法あるかと思いますが

れども、また検討してそういうことができるならば、前向きに検討していただきたいと思いをします。

次に、3つ目でございますけれども、認知症予防対策としての認知症の検診について伺いたいと思います。

国保病院には平成15年から物忘れ外来が開設されまして、地元で専門の先生に診てもらえるということで、御本人はもとより家族の負担軽減にもつながり、大変喜ばれていると聞いております。

そこでお伺いいたしますけれども、もしわかれば過去3年間の患者数の、物忘れ外来の3年間の患者数の推移について、伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

ただいまの御質問です。過去3年間ということでちょっと手元に2年間分しかございませんが、そちらでもよろしいでしょうか。

それでは答弁させていただきます。

物忘れ外来の受診者の推移ですが、平成29年度が年間の延べ人数で234人、30年度が232人ということで、実人数で申し上げますと、途中で転居されたり亡くなられたり、福祉施設に入所されたりだとか、そういった方で抜ける方もいらっしゃるのですが、新たには患者さんとなるという方もいらっしゃるって、大体平均して常時30名程度の方が受診をされているというふうにお聞きをしているところです。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 事務長だからわからないかもしれませんが、もしその物忘れ外来の効果ですね。どのようにお医者さんから伺っている、もし聞く機会があったらばお願いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

効果ということで、一般的に物忘れ外来受診することによって、認知症状の早期発見だと

か早期治療につながっていくというふうに理解しております。

以前、実は担当の先生にお聞きしたことあるのですよね。そのときに認知症というのは現在治すことはできないと。ただ適切な薬物療法だとかケアによって、認知症の症状の進行を抑えるだとか、軽くすることができるということで、当院に物忘れ外来が特設外来として設置されていることによりまして、認知症の対策としては一定程度の効果があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） わかりました。

認知症を発症してしまうと治らない病気とも言われておりますけれども、ただいま病院事務長の御答弁によりまして、早期発見によって症状が進行をおくらせたり対処の仕方によっては、治療の効果があるというお話がございました。そういった認知症予防や早期発見の観点ですね、早期発見予防の観点からも物忘れ検診として既に検診を実施している町村もございますけれども、例えば65歳になったら、また70歳になったら、無料で物忘れ検診を受けることができる。また認知症の検診ですね。そういう足寄町でも、集団検診の中に導入することもよろしいですし、新たに認知症検診を導入して、町が助成することとは可能か、不可能か、まずは検討できるのか。そうすることが早期発見につながり、緩和することができるということであるならば、ぜひ導入してほしいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

高校生の帰る時間ということでありますので、ここで1時まで休憩をいたしたいと思います。昼食のため休憩をいたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁から始めます。

福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 先ほどの高道議員の物忘れ検診を総合健診の中で実施することはできないかという御質問についてですけれども、今現在物忘れ検診というか、物忘れ外来等を受診される認知症の疑いのある方につきましては、御自分または家族の方がそのような状況だということを不安に思っ受けるられるということで、認知症の診断の受けるために受診をされるのだと思うのですけれども、65歳、例えば65歳、70歳という年齢の区切りで受診をするとしましても、そうではない方もいらっしゃるし、どれぐらいの方が認知症の方かもわからない中で一律に受診をするという意味では、なかなか効率的な受診にはつながらないのかなというふうに思います。また、認知症の方でも自分が認知症だということを理解されてなくて、受診を拒まれる方ともいらっしゃいますので、一律の受診とか検診というよりはむしろかわわっての方の中で受診につなげるような、そのような支援をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） わかりました。

物忘れ外来というのは、これは物忘れにもなりつつある、認知症にかかりつつある患者さんが治療のため行っているところ、30名というのは、そういうところかなというふうに思っております。私がいう検診というのは、全く例えば私なんか心配になることあるのですけれども、その歳になったら果たして自分はどういう状況なのかなとか、そういう心配は誰でもあると思うのです。物忘れも結構どんどんひどくなったりして、一回調べてみたいということで脳ドックも受けました。だけれども脳ドックでは認知症とかそういうのはまた、このぐらいすき間ができましたよとかわかるらしい、わかりますけれども、また一步踏み込んだ認知症となると、なかなかそれはわからないということも聞いて

おります。

この検診ということになると、足寄町内に住む内科医の先生でもそれできると、問診やら診察の結果、あなたはここまで来ましたよとか、もう完全に認知症になりましたよとか、そういうことが診断できるということも聞いておりますので、やはりあくまでもこの検診というのは環境、そういう認知症を早期発見、予防ですね。認知症の予防とか早期発見のための観点からの検診であるから、本当に65歳になったら希望者が全員受けられる、70歳になったら受けられるということで、1人1年に1回受けられるということで、お金はかかるかもしれないけれども、そうやってしていくことが認知症を早期発見する最大の方法かなと思うわけです。

ですから、幾らぐらいかかるのかわかりませんが、そういう観点から、予防ということを観点に早期発見ということで、早期治療ということで思うわけですが、検討はできないのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お話のとおり、早期発見、早期治療というのはやっぱり一番よくて、その後の対応というのも当然のことながらよくなるということですし、そういうことをすることによってそういうものが、認知症が進むのをおくらすことが早期にできるということでもありますけれども。やはり先ほども申し上げました、福祉課長のほうからも申し上げましたように、やはり、やっぱり予防に力を入れていく、そういったことが一番大事なかなというように思っております。そういった、高道議員さんは予防の一環ということでもありますけれども、予防をまずはやっていくというのはやっぱり重要なかなというように思っております。そういうほうのそういう活動に力を入れていきたいなというように思っています。

皆さん全員一律に何歳になったらこう受けられるだとかというのは、やはり効率的ではないですし、全員が全員受ける、自分はそう

いうことはないよということを受けない方もいらっしゃるといようなことも考えていきますと、やはり受診につながるような部分だとか、先ほども言いました予防の活動の中で受診につながるような取り組みだとか、そういったようなものを町としては進めていくべきなのかなというように考えているところがあります。

当面はやはりみんなが一律に検診を受けるというようなことは、当面はちょっと考えてはいないということでありまして、今後の業務の御参考とさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） わかりました。

当面は考えてないということで、将来考えるかもしれないということで、あれですね。あくまでも希望者ということですから、町民全員に一律にというのではなくて、希望者からということですので、無駄ではないと思っております。将来というか、考えていただきたいと思えます。

次に質問いたします。

認知症の月間の制定についてということでお伺いします。

9月21日は世界アルツハイマーの日だそうです。今月ですね。国内でもこの9月21日がアルツハイマーの日ということから、全国各地でもいろいろな催し物がありまして、例えば庁舎ですね、役場の庁舎等を認知症はオレンジ色で、オレンジ色というカラーがありますから、そのオレンジ色にライトアップされたり、それから9月になったらポスターやリーフレットを町民に配布するとか、さまざまな取り組みを、月を制定してやっていると。また9月を認知症月間として、認知症に関する国民の理解を深めるためのさまざまな啓発活動を展開していると、されていると聞いております。

管内でもホームページなどをPR、ホームページでPRしたり各種イベントを実施して

いる音更町あたりなのですけれども、そういう町村があります。

そういうことから、9月を認知症の月間ということで、その月をみんなで勉強したりパンフレット配ったり、また理解を深める月ということで足寄町でも、これお金かからないと思うのですけれども、認知症の啓蒙、啓発の月ということで、今々は返事はできないかもしれませんが、検討する余地あるかなと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 9月を認知症をPRする月間として取り組んではどうかという御提案ですけれども、今国会のほうで出されている認知症基本法案で毎年9月を認知症月間と位置づけるということも盛り込まれているということを聞いております。

足寄町としましては、特別な取り組みはしておりませんが、そのような認知症のPRのポスターとか来た場合には掲示をするなどをして周知をしているところと、あと本年につきましては9月に認知症サポーター養成講座を2回開催しておりまして、今後そのような国、全国的なPRの期間に合わせてそのような周知を強化していければというふうに思っております。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） では、よろしくお願ひしたいと思います。

次に最後になりますけれども、今課長のほうから言われました認知症基本法案が、この6月に認知症基本法案が今自公両党で共同提出されました。その基本理念の中には、常に認知症の人の立場に立ち、認知症の人及びその家族の意向の尊重ということを、特に基本理念の中に掲げられております。その認知症の人の立場と家族の意向の尊重ですね。意向の尊重。国会で論議され、可決された後に市町村にあっては、市町村認知症施策推進計画を策定するよう努力目標として明記されております。

現在、町を挙げて認知症になりにくいまち

づくり宣言をして、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいる市町村が管内でもう3カ所ございます。例えば池田町、上土幌町、更別村があります。渡辺町長は就任されますときに公約が、町民目線に立った優しいまちづくりを掲げられました。そこで足寄町も認知症に優しいまちづくり宣言をしてはどうかと考えるわけでございます。宣言をすることによって、住みなれた地域で元気に生き生きと生活できるよう、町民と関係者が一緒になって認知症になりにくいまちづくりを進めるとともに、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指すものでありますが、この制定についていかがお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 認知症になりにくい町宣言といえますか、そういう宣言をしてはどうかというようなお話でございましたけれども。宣言するしないにかかわらずやはり認知症にならないような、そういった取り組みというのをやはり、やっぱり町としてもやっていかなければならないのかなというふうに考えているところであります。

先ほど榊原議員さんの質問のときにも少しお答えさせていただきましたけれども、足寄町としても認知症に対する理解を深めるための普及啓発活動ですとか、先ほどもお話ありましたけれども、サポーターの養成講座みたいなものとか、そういったものを既に開催をしております、認知症に対する取り組み、そういったものを既に実施をしているところであります。

そういった意味で、宣言するしないにかかわらず、なるべく町民の方たちが認知症にならないような、そういう予防の取り組み、そういったものを今後もしていかなければならないというふうに考えております。

宣言については、十分調査をさせていただいて検討させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） わかりました。

やはり月を決めたり宣言するということは、一つにはそういう問題意識を関係者だけでなく町民、全町挙げて共有するというか、この9月に来れば認知症だとか。それから乳がん撲滅キャンペーンもピンク色で11月でしたか。そういうときがありますけれども、そういうふうに、そういう意識づけというか、ただただらだらとは言いませんけれども、のべつ幕なしですね、そういうのとは違って、そういう月を決めて宣言して、そして意識を高めていくということが、この宣言とか月間には意味があるのではないかなと思うわけです。そういうわけで、ぜひ宣言のまちづくり、放牧酪農の町宣言もありましたけれども、それとは違いますが、ぜひの調査してまた考えて検討していただきたいと思っております。

本当に最後になりますけれども、私は挨拶の励行ということが認知症の場合特に大事ではないかなと思います。何でも大事ですけども、私も歩いて、たまに家の前とか歩いてますときに、小学生から、みんながみんなではないのですけれども、おはようとかこんばんはとかと声かけられることがあるのですよね、この足寄町の小学生に。本当にそのときははっとしましてですね、あ、おはようと答えですけども、すごく感動するというか、何かね、本当にうれしい気持ちになるのですよ。そういうことで、認知症になった人はもちろん、なりかかった人、またなるであろうそういう鬱状態の人などが町の中を歩いているときに、お婆さん、おはようとかというふうに声を、声かけ運動というのかしら、それが一番いろいろな提案しましたけれども、一番大事なことかなと。それいろいろなことに通じるし、というふうに思っております。ですから、そういう人の心を明るくしたり、前向きにしたり、うれしくさせる挨拶、それを町民を挙げてすることが、認知症にとってもすごい環境づくりになるのではないかなと思うわけです。

その先頭に立って、町長はもちろんのこと、職員の皆さん、役場職員の皆さんも挨拶なかなか、私も苦手ですけれども、なかなか苦手な職員の方もいらっしゃるって、なかなかパソコンばかり打ってなかなかおはようと書いても聞こえない人もいますけれども、そうではなくて、庁へ行ったら、そういう町長がいつも言っている優しい目線、そういう目線を認知症撲滅のためにも、そういう挨拶運動を展開したら、町が先頭に立って展開したらいかがかなというふうに思うわけです。

町長、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

今挨拶のお話いただきましたけれども、やはり挨拶というのは大事なのかなというふうに思っています。

先ほど学童、生徒さんたちの話の中にも出てきましたけれども、やはり地域の中で見守りが大事だよとかという話もありましたし、学校とそれから家庭、地域、関係機関、そういったところが連携してというようなお話もありましたけれども、やはり地域の中で、皆さんでこうやって挨拶をするということが、やはり見守りにもつながっていくのかなというふうに思っています。それは子供さんだけではなくてお年寄りも含めてですね。皆さんでお互いに挨拶をするということがやはり大切なことなのかなというふうに思っています。挨拶することによって、こんな人が歩いてきたんだとか、町の中で挨拶お互いすることによって、その場でいろいろな方たちと出会えたりして、そういった方がいたなというのを認識できるという部分もありますので、そういう意味でたかが挨拶というところもありますけれども、挨拶することによってお互いに通じ合う部分、それから見守りという、そんなところまで行かないのかもしれないけれども、そういったところにつながっていくのかなというふうに思っています。

そういった意味で、挨拶というのは、これ

するしないとかという話ではなくて、誰もがみんな顔を合わせたときに挨拶をしようというのはもう普通のことなのかなというふうに思っていますし、とりわけ学校などできつとって生徒さんたちにはそういうことを学校の中でもお話をされていて、生徒さんが登下校のときに顔を合わせた大人のひとと挨拶をするというのが普通になっているのかなというふうに思っています。そういった意味では、挨拶というのは非常にやっぱり大事なのかなというふうに思っていますし、私も職員にも挨拶というのは大事ですよということで、ぜひ町民の皆さんと一緒に挨拶をしましょうということで、お話をさせていただいております。

そういった意味で、今後も挨拶をみんなでお互いすることによって、気持ちよく一日過ごせたりお話をできたりというようなことになるのかなと、そういったことにつながっていくのかなというふうに思っておりますので、今後も挨拶をみんなで励行していこうということは今後も続けていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 見守りたいと思います。挨拶というのは、いきなり知らない人がこんにちなどはなどと言うと、気分悪く、誰だろうと思われるので、それを避けるためにも、町が音頭をとって挨拶運動をしますよということで、そうすると、あ、町のスローガンではないですけども、そういう旗を振る人がいるならということでもしやすのかなということもありますので、機会あるごとにそういうことも啓蒙、啓発していただきたいと思います。

これを持ちまして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これにて、2番高道洋子君の一般質問を終えます。

次に、8番川上修一君。

（8番川上修一君 登壇）

○8番（川上修一君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

件名、ふるさと納税の現状と課題、今後の取り組みについて。

先日、2018年度十勝管内ふるさと納税実績が発表されました。

足寄町は2017年度納税額が7,300万円、2018年度が5,700万円で20%減でした。

ふるさと納税は自主財源の捻出という大きなメリットがある制度だと思います。2019年度が増加するように、取り組みの強化が必要だと考えます。

そこで、下記の点について伺います。

1、足寄町のふるさと納税の現状。（返礼品人気ベスト3・返礼品の選定方法・PRの方法・業務に係る経費など）

2、納税額20億円の上士幌町はふるさと納税感謝祭イベントを開催し、納税者とのつながりを大切にしています。足寄町も今後そういった取り組みを考えてはどうかと思いますが、町長の所見を伺います。

3、今後、町としてふるさと納税に対してどのような考えを持っているのか、伺います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 川上議員の「ふるさと納税の現状と課題、今後の取り組みについて」、一般質問にお答えいたします。

まず1点目のふるさと納税の現状についてですが、平成30年度の寄附は、件数で2,834件、寄附金額は5,731万円で、前年度と比較をしますと、件数で1,731件の減、寄附金額で1,602万9,000円の減となり、いずれも下回ることとなりました。

寄附者に人気のある返礼品はチーズで、あしよろチーズ工房の「チーズ詰め合わせ5点セット」が最も多く、次いで同工房の「チーズ詰め合わせ6点セット」、「熟モッツァレラ（ころ）500グラム」の順となっております。

チーズ以外ではビーフジャーキーやトウモロコシ、ジャガイモ、豆などの農産物が人気の返礼品となっております。

次に返礼品の選定方法についてですが、年度初めに返礼品を提供いただける事業者等の募集記事を広報あしよろに掲載し、提供を希望する事業所から申請された商品が総務省の基準に該当しているか審査をした上で、返礼品を決定しております。そのほか、委託業者からアドバイスを受けながら、新たな返礼品を提供いただける可能性のある事業所訪問を行うなどして、返礼品の充実に努めております。

次にPRの方法についてですが、本町は現在株式会社トラストバンクが運営する日本最大級のふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」に登録し、返礼品を掲載しております。また、本町ホームページへの掲載ほか、各種イベント等でのPR活動なども行っております。

ふるさと納税業務に係る経費については、本年度当初予算にふるさと足寄応援寄附推進事業費として3,892万3,000円を計上しており、主な経費の内容は、寄附者への返礼品費として3,150万円、商品開発やPR、寄附受付から返礼品発送までの包括サポートをお願いする業者への手数料として550万9,000円、ウェブサイトへの広告料として105万円などであります。

2点目の納税感謝祭イベント等の開催についてでございますが、議員仰せのとおり、上士幌町の平成30年度ふるさと納税寄附金額は20億円を超えており、東京都で納税感謝祭等のイベントを開催し、町のPRに努めております。

現在本町では、寄附をいただいた皆さんへの礼状や希望者への返礼品カタログなどの送付をしており、上士幌のようなイベント開催については本町の寄附金額では開催経費を賄えないことから、現段階では検討をしておりません。

3点目の今後の取り組みについてですが、

ふるさと納税寄附金は、本町にとって大変貴重な財源であることから、今後も寄附金額が少しでもふえるよう本町ならではの魅力的な返礼品の開発に努め、返礼品の内容充実を図ってまいりたいと考えておりますが、魅力ある返礼品の開発は容易ではないため、まずは多くの方々に本町を知ってもらえるよう、具体的には他社のふるさと納税総合サイトへの追加登録を検討するほか、引き続き札幌足寄会や東京足寄会でのPR、北海道フェアなど観光イベントでのふるさと納税用チラシを配布するなどの取り組みを行ってまいりたいと考えております。

さらに、寄附者の思いが本町のまちづくりに役立っていることを周知するため、寄附金の使途についてのPRを強化し、足寄町を応援したいというファンをふやし、寄附金額の増加につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます、川上議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

8番。

○8番（川上修一君） ただいま町長のほうから非常に前向きな答弁をいただいたので、心強く感激しているところでございます。

それで、どうしたら実際に納税額がふえていくか、いろいろと具体的な私の考えもありますので、再質問をさせていただきながら具体的なお話というか、質問をさせていただきたいと思っておりますので、お願いします。

まず最初に、取り組みの強化を図るためには課題といたしますか、今やっていること、失礼ですけれども、やはりなかなか増加につながらない、むしろ減少しているということは何らかの問題があるのかなど、私は思います。

それで過去の納税額の推移をちょっと調べてみたのですが、実は足寄町は2013年度はたったの11件で300万円しかありませんでした。ところが2014年になりまして突然3,905件、納税額は5,000

万円。2015年には飛躍的に伸びております。取引が1万3,000件近く、納税額が1億6,800万円。すごい伸びなのですね。ところが残念ながら2016年からは、16年、17年、18年、3カ年30%から20%減額されております。そして先ほど町長の答弁にもあったように、2018年は2,800件で5,700万円と、残念な結果となっております。

この飛躍的に伸びた理由、あるいは残念ながら減少した理由、この辺が把握されてましたら答弁をいただきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

今川上議員の御質問でございますが、確かに川上議員御指摘のとおり、2013年、平成25年度につきましては334万円の寄附金額でございました。その後翌年5,146万2,000円の寄附をいただきまして、その後平成27年、2015年度には約3倍の1億6,800万円の寄附額を受け入れております。

その要因につきましては、本町のみでなく全国的な傾向でございまして、総務省が公表した資料によりますと、全ての都道府県及び市町村を含めた1,788団体で2014年度、平成26年度につきましては、全国で388億円でございました。それが翌年には1,652億円と、こちらにつきましても全国的に大幅に増大しているところでございます。

その要因につきましては、急激に上がった要因につきましては、まず全国の自治体の、要するに寄附をいただいた後の返礼品について多種多様な返礼品を各自治体が用意したということ。その中には牛肉ですとか、魚介類やお米だとか、果物の地場産品、あるいは家電製品というのもございました。

第2には、足寄町も掲載しておりますけれども、先ほど町長が答弁いたしました、ふるさと納税の総合サイトでございます、ふるさ

とチョイスのようなインターネットサイトで、民間企業がふるさと納税を仲介するという、寄附する側にとって便利な制度になったこと。

それと3つ目には、国が2015年、平成27年から寄附者の実質2,000円の自己負担額をそのままに税金控除の上限額をこの年に2倍に引き上げたということ。それでその後、寄附先が5カ所までであれば、簡単な手続きで確定申告をしなくても税金の控除が受けられるという制度を制定して、寄附のハードルが低くなったということ。あとは、マネー雑誌とか週刊誌等によりまして、ふるさと納税が2,000円程度でいろいろ各種寄附の品物をもたらえるということで、大々的に広告を出して国民に周知をしたということも一つの例ではないかと思えます。

あと、ふえた要因は以上でございまして、ちょっと減少傾向にあるという要因なのですが、今年度から総務省の基準ができて、泉佐野市のようないろいろポイントだとか、そういう過度な返礼品競争をやめようという、今年度からなったわけでございますけれども、今までは返礼品競争ということで、各自治体が競って返礼品を開発して寄附者の皆様にポータルサイト等を通じて、通知をして広告を出していました。その中には、先ほど申しましたように、非常に寄附額の5割以上を含む商品を開発するなどして、寄附集めの競争があって、総務省の基準に従わない返礼品の増加によりまして、他の自治体へ寄附が流れたということも一つの減少要因であるかと思えます。

あと足寄町の場合は、先ほど町長答弁にございましたように、人気の商品がチーズ、あるいはトウモロコシ等の農産物でございますので、例えば先ほどの上士幌町の例もございましたように、上士幌町の人気商品は牛肉だとか、あとアイスということで、一年中そろえられる商品でございます。本町の場合はチーズ、あるいは農産物ですので、年中寄附者に提供できる商品ではございませんので、

そのあたりにつきましても一つの減少要因ではないのかと考えているところでございます。

あとチーズにつきましても、寄附をいただいてから即発送できるという性質の商品ではございません。あくまでも詳しいことはわかりませんが、チーズの製造過程において熟成だとかということで、数カ月寄附者の方に商品をお送りするのに時間がかかってしまうということもございまして、それで数件、担当に聞きましたところ、寄附から商品が送られてこない期間が遅延しているものですから、お叱りのお電話もいただいているということもございまして、そのあたりで例えばそういう遅延ということになった場合、リピーターにもつながらないということもあろうかと思えます。

あと実際に年間の寄附額をどんどんふやしているという自治体もあろうかと思えますが、一定程度今後につきましても現状維持、あるいは増加に向けて、町としても取り組んでまいりますけれども、総務省のほうで寄附金に対して返礼品は送料含め3割以下という基準ができました。あるいは地場産品に限定もされました。それで、一定程度ブームも去るといったらおかしいですけども、下火になってくる可能性もあるということも考えております。

以上でございまして。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 増加の理由は率直にお聞きした感想を言いますと、足寄町が頑張ったわけではないと。単純にふるさと納税が国民に認知されたからだ、私はそう受けとめました。ちょっと残念ですね。

そして減少の理由について伺ったのですが、理由は農産物は確かに一年中供給できないので、その点については理解はできません。ただ、チーズが発送おくれる、この事実は仕方がないにしても、私は担当の、例えば注文はいただいたと。ですけれども発送には一月かかります、申しわけございません、

待っていただけませんかというような理由をスピーディーに連絡、文書でもよろしいのですけれども、そういったきめ細かな対応というのがふるさと納税やっているときには、私は必要ではないかなと思うのです。物が無いから送れない、無いから受付終了は簡単です。私はちょっとこれ皆さんには見えないとは思いますが、その答弁にあったふるさとチョイスで足寄町の特産品というのを調べてみました。それで1個、1個クリックすると、感想という欄があるのですけれども、足寄町は残念ながら感想が一つもない。まさかと思って全品119件あるのですよ、足寄町。それ全部確認してみたのですけれども、一つも感想がない。ところが上士幌町の場合は、今総務課長おっしゃったけれども、一番人気はアイスクリームです。ドリームヒルのアイスクリーム。高木牧場の本当何というか、これはソフトクリームですね。それには感想がある。その感想は何が書いてあるかといいますと「おいしい」、これは多いですよ。それと「対応が親切でよかった」、「1週間、発送に時間がかかるというのに1週間で来ました」、なおかつ親切なワンストップ納税ですか、何かそんな書類も同封されていたと。その対応の親切さに感激したメッセージを送ってくれている方もいるのですよ。

私は確かにほかの町村も返礼品なかなかこれから競争していくわけですから、そんな簡単には見つからないとは思いますが、まず一番最初にあるのは、このふるさと納税を担当している者が誠実な対応をするかどうかだと思うのです。きつい言い方になるのですけれども。

それで、その担当した職員だけでは、これクリアできないからね、町として本当ふるさと納税をアップしていくのだと。そのために何をしていくのだという基本的な姿勢ですか、気持ちですか。これを大切にすることが私は大事だと思います。

それで、ちょっと次の質問になるのですけ

れども、これも新聞に載っていたのですけれども、道内のふるさと納税が利用者に一目でわかるように、北海道は特設のサイトをつくって北海道の市町村の返礼品を一覧で紹介する、そういう試みをしていくみたいです。と同時に、寄附金をどういうふうに使って、町がどういうふうに変わっていったかという、そういったことも発信していきたい、そういうふうに新聞に書かれておりました。ということは、これから先足寄町も特色といいますか、魅力のある返礼品ですね。これを開発するなり、あるいは今ある特産品もPRの仕方では十分魅力的なものもあると思うのです。そういったことを含めて、一生懸命取り組んでいかなければ、ほかの町に飲み込まれていってしまうのではないかと心配しているのですね。

それで、返礼品の開発についても答弁はいただいたのです。なかなかそんな簡単なものではないと。そして確かに、何というか、事業者というのですか、返礼品を提供してくれる方も必要ですので、大変だとは思いますが、返礼品の取り組みに対して、これからこうやっていきたいという具体的なものがあったらお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 確かに返礼品につきましては、返礼品の開発については事業所さん任せということでございます。

それで、今現在返礼品を提供いただいている事業所につきましては、個人、法人含めまして18社でございましたが、応募がなかった業者さん以外の、応募なかった業者、具体名を出しますと、松月さんなのですけれども、今まで返礼品として商品はございませんでしたが、私どものほうで松月さんのほうにお伺いをいたしまして、何とか協力をしていただけないかということで、今回お菓子のセットでございますが、一つの商品ができたこととございます。

今後につきましても、御応募いただけな

かった事業所さんに対して、私どものほうで訪問活動なり商品の開発を今後も強力に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） はい、いい答弁をいただいて、と思います。

返礼品に関しては、やっぱりこちらから、ただいま松月さんにお伺いを立てたというお話聞きましたけれども、そういった感じで積極的をお願いというか、協力を依頼していったら、行くべきなのかなと思います。

あとあわせて、足寄町にそんなに魅力的なものがないのかな、そういうことを検討する会議を一度持ってみてはどうか。例えば、足寄町農協の組合長ですとか、商工会の会長って肩書きはついているのですけれどもね、もうそういう方はほかにもお忙しくてなかなかふるさと納税の返礼品というようなことに特化して考えるととっても難しいのかな。であれば、青年部の方ですとか、あるいは地域推薦という形で一本釣りでも結構ですから、やっぱり町内の方にはいろいろなすばらしいアイデアを持っている町民の方もいらっしゃると思いますので、諮問委員会みたいな形でもいいですからね。足寄町の返礼品、魅力的なものは何かないのかと、そういうものを考える会を設けていただきたいと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

ふるさと納税の初期の段階では、まず足寄町の地域特産品としていろいろな商品を取りそろえていただけないかという形で、事業者募ってある程度の商品がそろいました。毎年毎年事業者説明会をして、そこには当然商工会、参加していただけてますし、農協、あと本当に町内の若手のあしおこし隊のグループの皆様ですとか、ほぼ全ての方には声をかけてますし、また例えば業者さんでいえば、

北十勝ファームさんですとか、馬の肉の部分ですとか、あとラワンブキですとか、そういうところ、皆さんに協力していただけないかということでもいろいろと、いろいろな手段を使ってお話をさせていただいているところでございます。

問題となるのは、先ほどもすぐに発送できないという部分で、安定供給という部分で、ニーズが、例えばオーダーが100来て、すぐ100そろえられるかということでは、なかなかすぐに対応できるかというところで課題があります。

サイトのほうには、この商品は3カ月待ちですとか、6カ月かかりますとかいう御案内はある程度しているものもございまして、当然ラワンブキでしたら生産時期の6月以降ですとか、ジャガイモですとかトウキビでしたら9月以降ですとかというような形で、ある程度予測をした御案内はしているのですけれども、それ予測以上の商品が、オーダーがあつたりするときに、たまたま遅くなったり、業者さんとのやりとりの中でたまたまちよっと発送がおくれたりというところで課題が生じているというところで、ある程度課題となるところは潰しているというところが現状でございます。

新たな商品の開発という部分で、いろいろなアイデアをいただいて、いろいろなこともやっているところなのですけれども、いま一度もう一度関係者がそろって、いろいろな課題を出し合って新たな商品を、それぞれの異業種が集まってやっていたくような形というの、この機会に考えていければなというふうに、今のお話を聞いて思いました。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） ぜひその方向で取り組んでいただきたいと思います。

それで、次にです。

返礼品ができた。足寄にはこんないいものがあるよと。そういうふうになった次の段階です。

PRというのはすごく大切だなと私は思うのです。それで答弁にはふるさと足寄東京会ですとか、イベントのときにPRしてますよと。チラシや何かを配りますよという答弁をいただいたのですけれども、それもいいかなとは思っていますけれども、もう一手ひねって、ひねるといいますか、例えば今上士幌の話ばかりして恐縮ですけれども、ドリームヒルのアイスクリーム人気なのですけれども、この納税者のメッセージによりますと、金スマというテレビ番組があるらしいのですけれども、そこで見たので注文したと。してみたらすごくおいしかったと、また買いたいと。こんなふうになっているのです。それでやっぱりマスコミに取り上げられる効果、宣伝効果というのは私抜群でないかなと思うのです。

そんなことを考えたときに、足寄町には松山千春さんですとか、鈴木宗男さんですとか、有名な方がいらっしゃいます。こういった方にお力添えをお願いして、足寄町でこれこれこういうふるさと納税の返礼品開発したのです、あるのですと。どうか宣伝していただけないでしょうか。例えば、松山千春さんが今ラジオやられているかどうかかわからないのですけれども、そういう番組を持っていられるとすれば、その中でちょっと触れただけでないでしょうか。私のふるさと足寄ではこんなものがつくって、おいしいですよ。ただこういった方にお力添えをお願いするときに、やっぱり魅力ある返礼品がなければだめですし、そしてその返礼品を使ってふるさと納税を伸ばして、一体どんな町にしていくのだ。ふるさと寄附金を使って、どんな町にしていくのだ。こういう町にしていきたいから、ぜひ応援してくれというのであれば、応援をお願いされた方も協力して下さると思うのですけれども、ただ応援してくれと言われても、ちょっとはあつとなるのかなと、私は思います。

それで、質問が変わるのですけれども、今のふるさと納税されたお金の使い道につい

て、ちょっとお教えをいただきたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） まず平成31年度、今年度でございますけれども、寄附金につきまして予定をしている事業を予算計上してございます。本年度につきましては、介護人材確保対策事業、子育て応援出産祝い金贈呈事業、保育料の無償化事業、それと森林公有化整備事業、図書館の図書購入事業、ラウンブキ自生地圃場の復旧補助金として今年度は予算を計上してございます。

それでちょっと具体的には過去の寄附金を充当した事業については、正確な数字は今現在持っておりませんが、ふるさと納税につきましては使途、寄附をされた方が使途を記入する欄がございます。その中で、町長の認める事業ほか、地域産業の振興を支援する事業、あるいは観光振興事業等10項目がございます。過去の使途でございますが、最も多く充当する事業は町長のいわゆるお任せ事業でございます。その次には、子供たちを育む事業。それと3番目には地域産業の振興を支援する事業ということで、寄附金を充当してございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 使い道としては理解をいたしました。

ただ、これから今後です。先ほど北海道が特設サイトをつくって、その寄附金を使って変化した市町村の様子を発信していくとあります。ですから、我が町足寄町もこの使い方というのをある程度絞って特色のある、町外の方から見て特色のあるような使い方をしていってはどうかと、私は思うのです。

それで、これ私の私見なのですけれども、足寄町というのは子育て支援、特に高校生に対しては他町には本当に自慢できるといいますか、特筆できる支援を行っております。また成果も出ております。ただこれ一部の町内の方からお聞きした意見ではあるのです、こ

の子育て支援、だめではないのだけれども、残念なのが1点あると。それはせっかく町費を使って教育した子供たちが足寄に働く場所がないから、町外に行って就職してしまうと。それが残念だなと。そういう声を耳にします。そんなことを考えたときに、例えば成人式とかあるではないですか。そういったときの案内状出されているのでないかなと思うのですが、その案内状にこのふるさと納税の制度のパンフレットですとか、あと足寄町の子供たちが活躍いろいろされてますよね。スポーツ大会でこんな、何々さんがこんな成績出したとか、弓道でこうだとか、活躍されている。そういった記事をまとめた、何というのですか、1枚にまとめたようなパンフレットみたいなのをつくって同封して、案内状の中に、これからのあなた方の下の世代の子供たちにもやっぱり教育支援をさせたいと、それにふるさと納税でいただいたお金を使っていきたいのだと。皆さんが、成人される方ですよ、皆さんが就職して、町外に就職されて生活にゆとりができたときは、足寄町を応援していただけないでしょうかと。足寄町にふるさと納税していただだけませんかというような文面の文章を同封して、子供たちにも制度の理解をお願いします。そういった取り組みもいいのではないかと、私は思うのですが、町長はどう思われますか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） いろいろと提案をしていただきまして、ありがとうございます。

今お話ありましたけれども、使途の部分でありますけれども、やはり寄附いただくときに一定程度、先ほど話ありましたけれども、10項目ぐらいこういう使途に使ってほしいということで寄附をしていただくというものがございます。そういった意味で、それぞれの趣旨に沿った事業をということで考えておりますので、なかなか一つに絞った、今川上議員言われるように、特色のあるといった部分では一つに絞ったような形にできたほうが本当はいいのかもしれませんが、なか

なか一つに絞った、そういう事業ということにはなかなかなくて、やはりそれぞれ使途、こういう使途に使ってくださいということで寄附いただいておりますので、それに沿った事業をやっていくというような形になっております。

その中で先ほど話あった、町長にお任せという、そういう項目もありますので、そういった意味では、町の中でこれは今重要だねという部分には、そういうところで集まった寄附については、ある意味町長の自由に使えるお金といえますか、いろいろと足寄町の今必要な事業だねと思われるようなところで使うということも可能にはなってきますけれども、10項目の中のそれぞれの事業でという形になってございます。

それから今後の部分でいけば、もともと今お話あったようなことがふるさと納税の基本だったのではないかなというように思っています。小さいころ足寄町で育て、大きくなって都会のほうに出て就職をされた。そういう方たちがふるさとのために少しでも役に立てればというようなことで寄附をしていただく。これが本来のふるさと納税の趣旨だったのではないかなというように思っています。

そういった意味では、そういう例えば、例えばの話だと思っておりますけれども、成人式のとときにそういう趣旨の内容を添えて御案内するだとか、そういったことも一つの方法なのかなというように思っておりますし、そういった意味ではふるさと会、そういったところでぜひ足寄町、ふるさとの足寄町を応援してくださいということでPRをするということで、今後も続けていきたいなというように思っています。

成人式、何か実行委員会だとかがやっておりますので、そういったところの協力だとかも得られれば、そういう形もできるのかなというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 言おうと思ったことを町長に答弁をしていただいたのですが、まさしくふるさと納税の本質というのは、今町長がお話にあったところ、それがいつの間にか返礼品あるいは税額控除のほうに移っていったという経緯にあるのかなと思います。

それにしましても、やっぱりこの制度というのは自主財源の捻出には本当に有利な制度だと思うのです。それで、町長は先ほど答弁で指定された分には使わなければならないと、その辺は理解できます。ただ、繰り返しますけれども、ふるさと納税いただいたほかの指定されてないお金、町長お任せといえますか、そういった部分はできれば子育て支援のほうに重点的に使っていただいて、そのことを、何というのですか、ネットですか、そういうサイトで全面的にアピールしていただければと思います。

それで最後になりますが、やっぱりこのふるさと納税の増額というのはそんなに簡単にいくものではないと思うのです。そして返礼品の開発なんて偉そうに私今言ってますけれども、実際にすぐできるかといったらそうもできないし、でも足寄町にはやっぱりすばらしいチーズですとか、私はビーフジャーキーもいいのかなどは思うのですけれども、例えば、これも例えばなのですけれども、ビーフジャーキーとチーズのおつまみセットでね、特別な記念日には特別なおつまみをとかいうキャッチフレーズとか、例えばトウモロコシを私すごくおいしいと思うのですよ。足寄町は寒暖の差があって、新鮮な朝もぎトウモロコシを3日以内に発送しますとか。もう一つひねって、物はないとするなら、その売り方はいろいろあると思うのです。知恵を出し合って、納税額の推移につなげていけたらなと思います。

では、これで一般質問を終了します。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

2時15分まで休憩をいたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

次に、5番田利正文君。

（5番田利正文君 登壇）

○5番（田利正文君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従って2点について一般質問を行います。

まず1件目ですが、加齢性難聴者の補聴器購入に係る補助制度の創設を、ということがあります。

加齢性難聴はコミュニケーションを困難にするなど、日常生活の質を落とす大きな原因になるだけでなく、認知症の危険因子になると指摘されているところです。

難聴による日常生活のリスクとして、①必要な音が言葉として聞こえず、社会生活に影響がある。

2つ目、車が接近してきても気づかないなど、危険を察知する能力が低下する。

3つ目、家庭や友人との対話がうまくいかないために引きこもりがちになる。

4つ目、認知症発症のリスクを大きくする。

5つ目、社会的に孤立し、鬱状態に陥ることもある。

以上のようなことが、日常生活に支障を来しているとの日本耳鼻科学会も発表しています。

日本の難聴者の割合は、欧米諸国と比較しても大した違いはないと言われていますが、補聴器の使用率では、日本補聴器工業会の調査（2018年）によると、日本14.4%、イギリス47.6%、フランス41%、ドイツ36.9%、アメリカ30.2%と、日本の2から3倍の使用率となっており、日本の補聴器の普及率はこれら諸国と比べても極めて低い状況にあります。

補聴器は1個片耳分で3万円から100万円と高額で、自分に合ったものを見つけるのも至難の業です。しかも保険適用ではないた

めに全額自己負担となり、補聴器購入にちゅうちょされる高齢者の方も少なからずおられると思います。

欧米諸国では、補聴器の購入に対する公的補助制度があり、補聴器の使用率（所有率）が高いと言われていています。補聴器は難聴高齢者の社会生活上の必需品です。

高齢になっても生活の質を落とさずに心身ともに健康で、認知症の予防、健康寿命の延伸と医療費の抑制にもつながると言われています。

足寄町も難聴者の補聴器購入に対して、支援体制を構築すべきと思うが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 田利議員の「加齢性難聴者の補聴器購入に係る補助制度の創設を」についての一般質問にお答えいたします。

本町の高齢化率は39%を超えており、加齢により耳の聞こえが悪くなってきている方は相当数いると推測され、議員の仰せのとおり、補聴器を利用することで生活の質の向上や事故等の危険回避、認知症予防等に役立つものと考えられます。

現在本町で実施している補聴器購入に対する助成は、障害者総合支援法に基づく助成制度で、対象者は身体障害者手帳を有する方となっております。議員提案の加齢性難聴者に対する補聴器購入の補助制度創設については、障害者だけではなく高齢者を含めた幅広い方への福祉サービスの拡充であり、サービス向上としては望ましいものだと思っております。

しかし、加齢に伴っては多数の方において目が見えにくい、歩行が困難であるなど、耳ばかりではなくさまざまな身体機能に支障が出てくるものと考えられ、一定の部分は障害サービス、介護サービス等の制度により、支援が行われているところであり、独自制度による補聴器購入助成は現在では困難な状況であります。

身体障害者手帳を有しないレベルの方でも耳の不自由な方は多く、日常生活上で多くのリスクの中で生活している方がいることは理解しておりますので、今後幅広い高齢者の生活支援に向けて、国や北海道へ要望として働きかけてまいりたいと考えております。

今後も町民が安心して日常生活を送ることができるよう努めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。5番。

○5番（田利正文君） 以前私は一般質問で、この公共施設に来られる方に対する対応として磁気ループを設置できないかという一般質問しました。今回は難聴者全体に対する支援という意味です。それで、兵庫県、兵庫県議会、それから埼玉県富士見市などが公的補助制度の創設に関する意見書を全会一致で上げております。しかし、私が考えるには、本来は国がきちんとそういう制度をつくるべきだというふうに私は思っております。

町長の答弁にありましたけれども、今は障害者支援法の中で支援されるようになってますね。それでは非常に不十分だと私自身が思います。なぜかという、私自身も今補聴器しております。今これ2個目です。8年前議員に当選したときはまだ補聴器なしでここにいて聞こえました。今2個目でも、時々町長の答弁なり、課長がお話した中身が飛ぶんですよね。音としては聞こえるのですよ。だけれども何ということを行ったのかというのが聞こえないのです。理解できないのです。そういうことが今でも起きてきているのですね。だからこの前議長にちょっとお話したのですけれども、これいよいよ聞こえなくなったら、議長、ここにマイクロスピーカーつけてねとかという話をしているところなのですけれどもね。そういう状況になります。それが障害者支援法で援助をできる、補助金が出る70デシベル以上と言われてるとこ

ろの範囲だと思います。ちょうど私のレベルに近いところだというふうに思います。

自宅に帰りますと、子供たちが来ていてテレビ見てたら、すごいボリュームが小さいのですよ。私が何かそこに座ったら、一緒に座っても全然聞こえないです。補聴器してやっと聞こえるのですね。そういうレベルが70デシベル以上と言われているところだというふうに思うのですよね。

WHOは41デシベル以上を補聴器装着の対象としている。これはよそのうちに行ってもちょっとテレビの音大きいなど、大き過ぎますねという単位のところですね。そういうところにあるのだと思うのですけれども、そのところが支援対象になっているのですね、国際基準ではね。

それからもう一つは、日本は障害のカテゴリーでしかも部分的に対応している。だけれども欧州諸国は医療のカテゴリーで補聴器装置を考えて対応しているのですよね。その違いというのはめちゃくちゃ大きいと私は思います。

それで、いろいろなこと言いましたけれどもね、町長の答弁の中では目の見えない方、それから足の悪い方、いろいろな方が出てくる、高齢になると。もちろんそうです。今回はたまたま難聴者に絞ってお話ししてますけれども、先ほど一番最初に冒頭に言いましたように、言わなかったか。こんな報告もあるのですね。慶応義塾大学の医学部、耳鼻咽喉科学科の教授で小川郁さんという先生がいるのですけれども、その先生が2017年の開催の国際アルツハイマー病会議で、認知症の約35%は予防可能な九つの原因によって起こると考えられるというふうに報告されているというのですね。その九つの中に一番高い率で入っているのが難聴なのです。難聴が9%で予防可能な最大の危険因子として挙げられているというのですね。ということがあったものですから、補聴器を高齢者の方が必要な方にはきちんと補聴器を購入できるようにするという事は、社会的、時代的要請だと

いうように私は理解しているのです。それを即いきなり町がやれと、もちろんやってくれることは一番こしたことはないのですけれども、そういう思いがあると。それからその辺を理解していただきたいという思いがあって、町単独でも障害者自立支援法以外にも上乘せしてでもいいから、もう少し高齢難聴者の方が補聴器を入手することができやすいことが、支援体制がとれないかと改めて伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） いろいろとお話いただいて、加齢によって身体的な機能がだんだん衰えていくという部分、もう耳も当然ですけども目も、それから足腰もやはり当然年齢とともに少しずつ衰えていく。それは誰もが皆起こることなのかなというように思っています。

人それぞれ個人的な差というのは少しあるかもしれませんが、全体的にはそうなっていくわけでありまして、そういった意味では、田利議員さんもおっしゃったように、やはり国がきちんと対応すべき事項なのかなというように思っているところであります。

そういった意味で、町村単独でやるという、そういう自治体もあるということを知っておりますけれども、とりあえず足寄町としては当面の間、当面の間といいますか、今のところはそういう予定は考えていないということでございます。

今後そういう国だとか、道だとか、そういったところに働きかけができる、そういう機会にまた働きかけをしながら、やはり足寄町に限ったことではありませんので、やはりどの町にいてもそういう助成が受けられる、そういう制度にするべきではないのかなというようなことをまた要請をしていきたいというように思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 今町長が個別の自治体で補助しているところもあるという話をし

てましたけれども、今私がつかんでいるのは東京8区の中で1個だけです。最安値の1個5万円というやつを現物給付というのを、貸し出しているらしいですね。そこの区だけはきちんとその結果のアフターもやってまして、アンケートとっているのですよ。そうしたら七十何%の方、正確に何ぼだったかな。72%の方が家族との関係も友人との関係もすごく話が見えて、大変いいという、評判がいいというお話ですね。それ以外の7つの区はそこまでやってないのですよ。だからアフターサービスもしてませんし、ただ必要であればお金を出して、これだけで自分で買いなさいということですから。

補聴器する場合に、私自身もそうなのですが、まず耳鼻科に行って聴力検査しますよね。聴力検査だけではだめなのですよね。言語何だっけ、忘れちゃったな。言語がどんなふうに聞こえるかという検査もやるのです。その後認定販売所、眼鏡屋さんとかいろいろありますけれども、補聴器を扱ってもいいという資格を持っているところに行き行って買う。買った後が問題なのですけれども、多くの方がそうなのですけれども、私がお会いした町民の方も、補聴器は持っているのですよ。だけれどもつけるとうるさい。頭が痛くなる。だからつけてないと。行って、私が行って話をしても聞こえないのですよ。会話にならないということが何回かあるのです。そこだと思えるのですけれども、足寄町で例えば電気屋さん、眼鏡屋さんでも買えますけれども、買ったとしても、そこの眼鏡屋さん、電気さんにそれを調整できる資格を持った方が多分いないと思うのですよね。私の場合は病院から紹介されて、北見にいる販売業者の方の営業マンがその資格を持っている方が全道というか、道東ですね。道東地域を回って歩いて、こちらに来る、帰りによってもらって、そして調整をしてもらう。何回か調整してやっこの補聴器が自分に合うのですよね。それ合うまで普通の方はやっぱり聞きづらくてだめなのですよ、うるさくて。

それから雑音拾いますし。だから一番困るのは、執行者と議員の懇親会ありますよね。各テーブルでみんなわっと話してますよね。あのときに隣から〇〇課長さんからこうやって言われても、周りが全部聞こえてくると聞こえないというふうになるのですよ。それが今の補聴器だと多少周り抑えられるのです。抑えられて目の前にいる課長さんの話なり、町長の話など聞こえるという状況なのです、かろうじてですよ。スムーズに聞こえるというのではないのです。

ところが加齢性難聴の原因で一番恐ろしいのは動脈硬化、高血圧、糖尿病だということです。その方がそういう病歴を持っている方は難聴になりやすいというのです。それは指摘されていることなのですけれども。

それでも難聴は克服できるのだと、補聴器なしでも100歳までという運動を沖縄で実践されているドクターがいらっしゃったのですよ。これ見てびっくりしましたけれども。黒田さんというドクターなのですけれども。総コレステロール、悪玉コレステロール、中性脂肪、この値を、普通は正常値これだけと決められてますよね。その半分以下に抑えるのだそうです。そうすると難聴の進行をおくらせたり、あるいは改善することができるのです。ところがそんなことやっている耳鼻科は全国に多分ないと思います。なぜかという、難聴だけ診ても診療報酬の関係では多分病院経営はできないですよ。ところが沖縄でこの先生、それだけで、それだけとは言いませぬけれども、これを中心にしてやれているのだそうです。

そんなことがありまして、何言いたくなかったかわからなくなってきましたね。済みません。そんなこともありますということで、話をして、ぜひ検討していただきたいということを再度申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

2点目ですけれども、足寄町のごみの減量・再資源化についてです。

今世界は深刻な地球温暖化の進行、地球規

模でのプラスチックの汚染拡大という危機的な状況に直面し、これらの問題解決のための国際的な取り組みの強化が求められ、さまざまな動きが出始めています。足寄町も無関係ではありませんし、他人事でもありません。まず足元の状況から伺いをしたいと思います。

1点目、ことし4月から帯広のクリリンセンターに搬出してる燃やすごみ、燃やさないごみの月別と8月までの総合計量について伺います。

2つ目、十勝圏複合事務組合の新中間処理施設の整備検討について、11月の組合議会で方向性が出されると聞いていますが、焼却のための施設整備では環境性の問題、地球温暖化対策問題にも逆行するものだと考えています。

焼却するごみが少なければ少ないほど二酸化炭素の排出量は減ります。生ごみは焼却せず堆肥化すれば負担金も減り、一石二鳥になると思います。足寄町として焼却ごみを減らす施策について考えていないか伺います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 次に、田利議員の「足寄町のごみ減量・再資源化について」の一般質問にお答えをいたします。

ごみの搬出量についてですが、4月は燃やすごみ6万2,900キログラム、燃やさないごみ1万600キログラム、合計で7万2,960キログラムでありました。

5月は燃やすごみ9万5,890キログラム、燃やさないごみ1万3,520キログラム、合計10万9,410キログラムでありました。

6月は燃やすごみ8万7,660キログラム、燃やさないごみ9,830キログラム、合計9万7,490キログラムでありました。

7月は燃やすごみ10万4,040キログラム、燃やさないごみ1万4,530キログラム、合計11万8,570キログラムとなっております。

8月は燃やすごみは10万5,400キログラム、燃やさないごみ1万1,570キログラム、合計で11万6,970キログラムとなっております。

5カ月間の合計は燃やすごみ45万5,890キログラム、燃やさないごみ5万9,510キログラムで、合計51万5,400キログラムとなっております。

2点目の十勝圏複合事務組合の新中間処理施設についてですが、帯広市のみならず周辺町村のごみを受け入れている現状から最終処分場の確保を考慮して焼却処理となり、11月に予定されている十勝圏複合事務組合の議会において焼却施設の処理方式、整備場所等が明らかになるかと思えます。

ごみの処理については、広域で処理して施設を集約することで、建設費、維持費、運営費等を削減することが可能となります。

ごみを焼却すると二酸化炭素が排出されますが、新中間処理施設では幾つかの処理方式の中で、建設費、維持管理費が低廉で熱効率がよく、二酸化炭素の排出量の抑制に最もすぐれた燃焼方式を選定し、燃焼する際の廃熱を利用して発電を行い、エネルギーの有効利用を図る予定とお聞きしております。

次に、本町において生ごみを堆肥化した場合を検討しますと、銀河クリーンセンターにある堆肥化設備を再稼働することになりますが、生ごみを堆肥化するためには、ボイラーで加温し発酵を促進させるための燃料費、設備を稼働させる電気料、施設管理に係る委託料など負担増になると見込まれます。

また銀河クリーンセンターの設備も老朽化しており、これらの更新あるいは維持費用が発生することが見込まれます。

こうしたことを踏まえますと、本町の生ごみを含め、燃えるごみについては十勝圏複合事務組合の新中間処理施設で焼却処理することが最善の選択と考えており、ごみ減量化の取り組みとして、町民一人一人が資源環境型社会の実現に理解を深めていただくために、広報あしよろ等を通して啓発に努め、リサイ

クルを推進するとともに生ごみ処理容器、電動生ごみ処理器の普及を図ります。

自分の住む町のごみの減量化が、地域環境の保全につながっていることを町民の皆さん一人一人に自覚していただくため、町としても今後も環境行政の推進に努めていきたいと考えております。

以上、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。
5番。

○5番（田利正文君） 今の4月からクリリンセンターに運んだわずか4カ月だけの話ですから、本当は1年間やって前年度と比較してどのぐらいの量があるのか、どのぐらいの経費かかっているのかと比較したいところなのですけれども、それできませんから、そこは飛ばしますけれども。クリリンセンターに出している燃やすごみのうち、生ごみというのはどのぐらいあるかというのはわかりますでしょうか。生ごみの量というか、キログラムというか、パーセントというか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 燃やすごみのうち、その中に入っている生ごみ、どのぐらいの量があるのかということの御質問でございますけれども、今は全部一緒に袋に入れてごみステーションに持っていくという形になっておりますので、その燃やすごみのうちから、そのうちの生ごみ分はどのぐらいの量になるのかというのは把握できないという状況でございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） それはわかりました。

平成30年度の銀河クリーンセンターへ生ごみと埋め立てごみ入れてましたよね。そのときの総重量、私の間違いでなければ68万9,280キログラムで、そのうちの約4割が生ごみだというふうに思いますが、こうい

う認識で間違いはないでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

○住民課長（佐々木雅宏君） 平成30年度の生ごみの量でございますけれども、計画収集分と直接搬入分と合計いたしますと、43万、済みません、435トンという統計になってございます。生ごみだけですけれども。

一般家庭から収集したごみと商店とかお店屋さんから出る生ごみがあるのですけれども、これ直接搬入分と呼んでますけれども、その合計分が435トンでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） なぜ生ごみを聞いたかということなのですけれども、クリリンセンターで全十勝かどうかわかりませんが、多くの自治体が焼却ごみに回してしまってますよね、生ごみを。生ごみ燃やすときは、燃やすときはというか、生ごみは水分が多くて、燃やすのにただ燃えないのだそうですね。それでさらに化石燃料を使っているのだと思うのですけれども、それを追加して燃やしているというふうに言ってます。だからどのぐらいの費用かかっているとこれまで私は聞きませんでしたし、調べもしませんでしたけれども、かなりな額だというふうに思います。

本来で言えば、生ごみは、町内で出た生ごみは町内で処理をして、町外に出さないのが一番いいのだと思うのですよ。全十勝の自治体がクリリンセンターに全部持ち込むうち、生ごみが全部なくなったとしたら、すごい経費が浮くのだと思うのですよね。

それから、これから新しくつくろうとしている新中間施設、新クリリンセンターというのでしょうかね、わかりませんが。それらの償却期間もずっと延びるのではないかと思うのですよ。そういう点があって、あえてその生ごみのことについて聞いたのです。

それで、ここでちょっと紹介しておきたいのがあるのですけれども、足寄町で出たごみを43万5,000キログラムと言いまし

たっけ。それをほかのごみを含めてまとめて行くからあれなのでしょうけれども、クリリンセンターまで約片道75キロぐらいありますよね。だから往復にしたら約150キロぐらい毎回燃料をたいてそこまで運ばなくてはだめだという経費かかっていると思うのです。それは当たり前といったら当たり前のことなのですから。それをしなくてもいいふうにする必要があるのではないかという思いがあるのですよ。私にはですよ。

それで、例えば5月21日に欧州連合EUは使い捨てのプラスチックの食器だとか、発泡スチロールの容器を禁止する新規制、制度を承認して、規制が成立したのですね。深刻化する温暖化と廃プラによる環境汚染をとめるために、3つのR、1つはリデュース、減らす。それからリユース、繰り返し使う。3つ目はリサイクルという3つのRをどう進めるかということで、何か真剣にやっているというふうにな世界ではなっているのですね。ところが今町長の答弁にありましたように、クリリンセンターを新しくして、そこで全十勝の自治体のごみを燃やすことが一番効率的で、二酸化炭素は出るけれども、一番いい方法なのだという答弁でした。それは世界の流れから見ると逆行しているのではないかと、私自身は思っているのです。今さら言っても始まんというのがありますよ。ありますけれども、そう思っています。

例えば日本がこのまま抜本的な対策をとらずに全国の自治体が広域で、十勝でやるみたいに、何というのだろう、プラ製品なども使い、製造し続ける、それから使い続ける、それから廃棄し続ける、で、燃やし続けるということをやれば世界で孤立することになるのだと、最後は、というふうには思っているのですよね。

それで、私がいつもこんな話をすると、おまえがいつもしゃべるとデンマークだのオーストリアだの地球レベルだのという話をして、大風呂敷広げ過ぎると言われそうなのですからけれども、今回はぐっと小さい風呂敷でい

きたいと思っています。文教委員会のときに、全く別の件で視察に行った町があるのですね。上勝町といいます。葉っぱ産業で有名なところですよ。そこなのですからけれども、どこだったかな。ごみは燃やさないというヨーロッパでは当たり前のことを日本で定着させるためという前置きがあるのですけれども、ごみゼロ宣言を、ごみゼロ宣言と行動宣言を上勝町の町議会で採択しているのですね。しかも16年前ですよ。今の人口は1,575人、高齢化率52%。葉っぱの産業で有名な町で、年間国内外から2,000人が視察に来られるそうです。視察に来られた方に説明する役場の職員の方、あるいはNPO法人の方が、先進国ではないところから来られたところについては、日本のまねは絶対にしないでくださいと説明するのだそうです。なぜか、例えばプラスチックで言えば、どんどん生産し続ける、使い捨てをする、燃やすという日本のまねはしないでくださいと言うのだそうです。なぜかという、上勝町それに逆らう逆の方向でやっていますからね。

それで、今から16年まえだと議会で議決するということは、その前、数年前から多分、ここで言えば渡辺町長がいろいろ思い悩んでこんなことを提案しようと考えていると思うのですよ。その当時の町長が笠松さんという町長なのですからけれども、こういう言い方をしているのですね。私これ見てびっくりしたのですけれども、町長が書いた本を読んだのですけれどもね。少なくとも現状の日本を初め先進国は持続可能な地球環境を破壊し、人類のみならず他の動植物も犠牲にしているのが現実であると。そのためには真、真実の真、善、善行の善、正しい行いをするの善ですね。それから美、美しい、真、善、美に基づき日本の国はもとより世界平和の発展と持続可能な地球環境をつくり上げる必要があると、1,575人の自治体の町長がこうやって、いう発想で議会で満場一致で議決しているのですよ。その中身がまたすごいのですよ。未来の子供たちにきれいな空気やおいし

い水、豊かな大地を継承するために、2020年度までに上勝町のごみをゼロにすることを決意し、上勝町ごみゼロ宣言をします。一つ、地球を汚さない人づくりに努めます。二つ、ごみの再利用、再資源化を進め、2020年度までに焼却、埋め立て処分をなくす最善の努力をします。三つ、これがすごいのですけれども、地球環境をよくするために世界中に多くの仲間をつくります。こういう決議を上勝町の議会がやったのですよ。16年前です。だから16年前の足寄、当時私はおりませんけれども、16年前、17年前のときの足寄町の議会、行政の中でこんな発想して議論するべなんて思った人がいるのでしょうかというところなのですよね。そのぐらい、だから発想は進んでいると思うのです。そして実際そのとおりやってきているのです、今ね。ごみの分別数幾らかというと、45区分だそうです。ごみを収集する車はないそうです。住民が全部ごみステーションに、ごみステーションと言わないのかな、あれは。プラスチックのコンテナだと並べてあるのですけれどもね、そこに全部持っていくと。そこにNPO法人の担当者の方がいて、わからないければ教えてくれるというのですけれども。そこに持って行って全部自分で分別して入れてくるのですよね。生ごみについては、各家庭には1万円で買えるように町が補助をして生ごみ、何というのですか、細かくする機械を買って、それで自前で堆肥化するというふうになっている。それから商業者については、ここで言えば、何というのだろうか、飲食店組合とか何とか組合とかあるところ、そこにそういう少し大きめの機械を出して、それはその組合で運営して、そこで先ほど住民課長が言われてました自営業者が出す生ごみをそこで堆肥化していくということを実際に行っているのですね。

そんなことがあるものですから、足寄町でも遅まきながらと言ったら怒られるかもしれませんが、こういう発想でやっぱり考える必要があるのではないかと、私思ったので

すよ。それから、足寄町だけでなく全十勝の自治体の人たちが考えなかったらだめでないかと思うのです。

それで、最後の質問になるのですけれども、町長、議長が参加している新中間処理施設の議会が2月に行われて、そこで最終的に決まるというふうには聞いているのですね。その新クリリンセンターというのが正しいのかどうかわかりませんが、それつくるのに280億円かけるというのですね。だから、私は上勝町の発想でいけばそれなくてもいいのではないかとというふうに思ってしまうのですよ。今のクリリンセンターがあるうちに、全自治体が上勝町並みの取り組みをすればの話ですけれどもね。もちろん上勝町でも20年かけてやるといってやってきて今実現しているのですけれども。そういう方向に行くにはまた今のクリリンセンターが20年もつかどうかわかりませんがね。そんな発想があるということが私も知りましたので、しかも小さな自治体で足寄よりも広い、平らなところほとんどありませんから。山のところにこういうちょこっと広いところあって、そういうのが55カ所部落としてあるという町なのですね。そこでこういうことやっている。

それからこれは議長、町長にぜひお願いをしたいことなのではけれども、11月にもあるし2月に行われる議会の中で、いきなりこの話をすれといっても無理でしょうけれども、思いとしてはそこできちんとやっぴりこうあるべきではないかと、そういう方向に行くべきではないかという話をしてほしいなと思いが 있습니다。その辺はどうかと。すごい酷な話を質問しますけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

基本的にはやっぱり自分の町で出たごみは自分の町で処理するというのは、これやっぱり当たり前のことなのだろうというふうに思ってますし、基本的な部分ではそれぞれの

町で処分しますよということなのだと思うのですが、これやはり一つの町で全てを処分、ごみの処分をするということになると、やはりそれぞれの町で大きな経費がかかるというのが実態だというように思っています。

上勝町で四十何種類に仕分けをしたにしても、もちろん売れる資源ごみもあるでしょうけれども、やっぱり最終的に何らかの処分をしなければならぬ、そういうごみもやっぱり出てくるのだろうというようには思っています。そういうことを考えていくと、やはり全くとごみゼロというのはやはり理想でありますけれども、なかなか難しいのだろうなというように思っています。ちょっと詳しいことわからないので、実際に本当にごみゼロになっているのかもしれませんが、なかなか理想としては、理想だとは思いますが、なかなか難しいのかなというように思っています。

足寄町もやはり17種類ですかね、ぐらいにごみを分けてますけれども、これもまたやっとな今皆さんだんだんできてきてはいますけれども、またことし4月から少し変わって、これまた大変苦労されている方もいらっしゃるのかなというように思っています。

そういう意味で、きちんと分けて、それぞれのごみに分けて、それで処分をするというのは本当は理想的だと思いますが、なかなかそうもなっていないのかなというところがあります。

生ごみでありますけれども、足寄町においても生ごみを何とか分けて、堆肥化するなりして有効に活用するなり、それからもっと言えば、ちょうど昨年農協のバイオガスセンターもちょうどつくっているような時期もありましたので、そこで生ごみを入れて活用できないかなどとか、いろいろな検討もいたしましたけれども、その中ではやはり生ごみをまた分けて、今燃えるごみの中に一緒ですけども、また分けて分別をしてもらって収集をする。そういったことを考えていきますと、なかなか手間、それからそれを収集し

て、それを処分する、処理をする、そういったところにはやはりものすごいお金がやっぱりかかってくるという結果になりました。そういったことから、生ごみを分けて、何とか堆肥化なりバイオガスの燃料だとかにならないかなとか、いろいろな検討をした結果、やはり十勝の中に一緒に、燃えるごみの中に一緒に入れてもらって処理をするというのが、やっぱり足寄町としては一番最善の方法のかなという結論に達したところであります。

そういった意味から、足寄町がその中から、十勝の複合事務組合でやっていくごみの処理のほうから抜けて、独自でやるというのはやはり困難であると言わざるを得ないのかなと思っておりますので、そういう結果として今の形になっているということをお理解いただければというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 済みません、一つだけ聞き忘れたのですけれども、今町長が答弁で言っていましたけれども、芽登のバイオマス発電所に生ごみを処理したいという話、前にしてました。それは結論としてはもうだめになったのですか。だめになったのですか。わかりました。

今町長そうやって言っていましたけれども、何というのだろう。足寄よりも小さな自治体が16年前に決議したけれども、実際には20年ぐらい前から動いているのだと思うのですよね。そういう発想はやっぱり僕らというか、十勝の自治体のそれぞれ責任ある部署の人たちが学ぶ必要があるのでないかという思いが私は強いのです。でないと、どこまで行っても最後はよくなりませんよね。町長も答弁で言っていましたけれども、二酸化炭素を排出するのだと言ってるわけですから。それをゼロには、本来はしなければだめなのですけれどもね。そんなことも含めてぜひ議会の中でも、その意見を入れてと私今言いませんけれども、ぜひ検討するようにお願いをしたいというふうに思います。

終わります。

○議長（吉田敏男君） これにて、5番田利正文君の一般質問を終えます。

次に、10番二川 靖君。

（10番二川 靖君 登壇）

○10番（二川 靖君） 10番です。

議長の許可を得ましたので、通告書に基づいて2点にわたって一般質問をしたいというふうに考えております。

まずは件名は、森林環境税及び森林環境譲与税についてであります。

本町においては、平成31年4月1日から10年間にかけ、足寄町森林整備計画を策定し、50年循環システム林業の構築に取り組んでいくことが明らかにされました。

一方、国においては「平成30年度税制改正大綱」において、平成31年度の税制改正での森林環境税及び森林環境譲与税の創設が決定され、森林吸収源対策にかかわる地方財政の確保を目的とし、市町村が実施する森林整備計画などに必要な財源に充て、令和5年までの譲与財源は暫定的に譲与税特別会計における借入により対応、市町村の体制整備の進捗に伴い徐々に増加するよう譲与税が設定され、令和6年度から納税者一人当たり年額1,000円の課税が決定されました。

本町でも森林環境譲与税の活用に向けた基本方針（当面5年間）の考え方が大きく3点にわたり示されましたが、下記の点についてお伺いしたいと思います。

1、本町の森林環境譲与税については、本年9月と来年3月合わせて約1,800万円と聞いているところであります。（私有林人工面積50%・人口30%・林業就業者数20%の割合であります。）一方、政令都市に集中していて都市に偏重に反発があるとの新聞報道があります。足寄町としても約2万8,936ヘクタールの私有林を抱えており、公益的機能の発揮のため国に対しさまざまな要望をするべきと考えているところでございます。

2つ目、意欲と能力のある事業体の育成と

事業体の人材育成及び担い手確保に向け、今後具体的な支援策が必要と考えられるが、現時点でどのように考えているのか。

3つ目、専門職員の配置について、現行の職員の中で育て上げるのか、新たな新規雇用で対応を考えているのか、また地域林政アドバイザー制度を活用していくものなのか。

以上について、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 二川議員の「森林環境税及び森林環境譲与税について」の一般質問にお答えをいたします。

1点目の本町の民有林の公益的機能の発揮のため、国に対しさまざまな要望をすべきとの質問でございますが、本町として各関係機関に対し、森林整備と林業・木材産業の振興についての要望、意見交換を行ってきており、今後におきましても、森林資源の持続的利用を担う林業・木材産業の振興を目的に安定した予算の確保等につきまして、国に対し要望してまいります。

2点目に事業体の育成、人材育成及び担い手確保に向け、今後の具体的な支援策についてどのように考えているかとの御質問でございますけれども、今後におきましても、十勝地区林業担い手確保推進協議会と連携を図り、通年雇用や安全大会の開催など、労働条件の改善による担い手の確保に対し、森林環境譲与税の活用に向けた基本方針に基づき支援をしてまいります。

3点目は専門職員の配置についてですが、本町は現在9,000ヘクタールを超える町有林の面積を保有しており、森林・林業分野の業務は特殊性の高い分野であること、また長期にわたって一貫した森林づくりを進める必要があることから、今後専門職員の配置や地域林政アドバイザー制度の活用について検討してまいります。

なお、今年度より森林所有者の森林経営等に関する意向調査を行うことから、森林環境譲与税を活用して、嘱託職員を新規採用し配

置しております。

以上、二川議員への1つ目の質問に対する答弁とさせていただきますので、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

10番。

○10番（二川 靖君） 1点目の答弁につきましては、実は町長と町に求めたところがありますけれども、本来的には、これ町に求めるのではなくて、私たち議員も頑張っていきたいということもありますし、この十勝の市町村会なり道の町村会なりの、首長の会議があるというふうに思いますので、いわゆる先ほども言ったように、1,000円を取るということはこれは私は今の森林環境をつくっていく、そしてCO₂の削減やら地球温暖化防止につながっていくことではいいことではないのかということ考えているのですけれども。私が言いたいのは、国で決めた私有人工林の面積が50%、人口が30%、それと林業就業者数が20%の割合で、この譲与税が決まっているということで、これどうしても大きい政令都市が本当に莫大な金額を手にして、どういったら使い道があるのかということなのですよね。先ほども言ったように、やはり足寄町は膨大な私有林、町有林そして国有林を抱えているという、やっぱり第一次産業の町ということで、農林業が主体となっていくということでは、やはりそういったことで面積を比重を多くしていく中で、どうにか足寄町の森林をよくしていきたいというふうに考えている。そしてこの足寄町においても、この庁舎もそうなのですから、議会の会場もそうなのですから、町の施設ほとんどが今木材を利用していると。先だってもレウスというホテルが地産地消で建っているということも考えますと、大都市にお金が行ったとしても、こういった箱物のものしか建たないということになれば、CO₂の削減どころか、ただ建物等々が建ただけのお金になってしまうおそれがあるので、ぜひともこれ町長会等があれば、こういったお話をし

いただきながら、やっぱり国に要請をしていただきたい。そして、この足寄町の第一次産業である林業、農業を守っていくという立場で進めていっていただきたいということを考えておりますので、そういったところでの考え方のついて再度お伺いしたいというふうに思っております。よろしくお願い致します。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） この森林環境譲与税の関係でございますけれども、議員からのお話にもございましたように、割合という配分、譲与する部分の配分の方法というのが一応法律で決まっています、そういう中で人口という割合が30%ぐらいあるということがあって、大きな都市のほうにどうしても大きな譲与税が行くというような形になってございます。それはやはり国民全員から1,000円ずつを森林環境税としていただくという形の中でやはり国民の方たちの理解もやっぱり必要だということで、やはり都市部のやっぱり人口の多い地域においても環境譲与税を人口割で配分しながら、そういう理解をいただくようなそういう活動をしてもらうということになっているということでもあります。

そういった部分で、どうしても小さな人口の少ない町よりも大きな人口がいっぱいあるところに、森林は少なくともそちらのほうに行ってしまう金額が、大きな金額が行くというような形になっているところでありまして、今お話あったように、やはり森林の整備をするためのお金ということで考えれば、やはり森林が多くある町に多く配分がされ、そしてその中できちんと森林が整備されることによって、そのことが大都市の人たちにも恩恵があるのだよということになるのだろうというふうに思っています。

そういった意味では、やはり新聞などにもこういう大都市が有利な仕組みが本当に妥当なのかどうか、やっぱり検証が求められるのではないかなというように記事も載ってございますけれども、そういった意味では、町村としてもやはりそういう配分の仕方、本当

にそれが妥当なのかどうなのかといった部分、機会があるところ、そういう機会があればそういったところでまた話をさせていただくような形になると思いますし、やはりその使い道ですかね、使い勝手という部分なども含めて、意見反映ができれば、そういう形でやっていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今町長がおっしゃられていることについては、理解しますけれども、いかんせん、各北海道の町長、村長さんとぜひタッグを組んで、この法律で決まっておりますけれども、5年後またこれが本格的に1,000円の譲与税が取られるという段階まで、どうか声を上げて、皆さんで声を上げていていただきたいというふうに考えておりますので、私も議員としてそういった声も上げていきたいというふうに思っておりますので、そういった対応の方向で進んでいていただきたいというふうに思っております。

それと2点目の意欲と能力のある事業者。この町の中の、いわゆる3つの方針というのが出されてまして、その中ではいわゆる人材育成、担い手確保ということで、北海道の林業事業者登録制度に登録している事業者は今10社あるということで、この基本的な考え方に載っております。

それでこの森林環境譲与税については、実は北海道意欲と能力のある林業経営者ということで公募されております。それで、足寄町では実は2社が9月2日現在で、登録されているということでありまして。それと同時に、足寄町で仕事をしたいという登録が7社あるということで、これは北海道のほうでいわゆる集約をして登録事業者ということになっております。

そういったことで、これについても足寄町のいわゆる事業者がこういった制度を利用しながら活躍できる、そしてもっと言えば、意

欲と能力のある事業者の育成整備というのは今後以降求められていくのかなというふうに考えておりますし、2社でなくて3社、4社になれば、またこれもいい結果につながってくるのかなというふうに思っておりますので、そこら辺ちょっと押さえているのか、いないのかということでありまして。

それともう一つは担い手確保ということでもあります。

それで町の基本方針にもやっぱり書かれているのですけれども、林業というのは3K職場とあって、汚い、きつい、危険ということで、なかなか災害も減らないし、仕事についてもなかなか機械化は進んでいるのですけれども、なかなか人の手にかかって、力仕事やら草刈りやらいろいろ大変苦勞している労働者の方がたくさんいるということでありまして、場合によっては、この夏の暑いときには朝3時ころから起きて仕事をしているという実態もあるそうです。そういった中で、若い人が意欲を持って、この林業の職場に入ってくるのか。なかなかやっぱり高齢化が進んでいる中で難しいという中でも、やっぱり足寄町においては、若い林業事業者、若い人を雇用している事業者があります。やっぱりそういったことを考えれば、会社が人を大事にすれば、その会社に残ってくれる。そういった会社もできつつあるのかなというふうに思っております。

それで、この森林環境譲与税を利用した、今来年の4月に旭川のほうに林業大学校がつくられるということで、これについては緑の雇用を使えば、総額はちょっと忘れちゃったけれども、一人150万円の実補助金が当たると。そういった中で、この森林環境譲与税をどうにか活用しながら、この地元に残って定住してくれて、働いてくれる人をどうにかつけれないものかということ考えて、私はおります。

そういったことで、考え方があれば、ちょっとお伺いしたいなというふうに思っておりますので、お願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（松野 孝君） 二川議員の質問にお答えいたします。

まずもって一つ一つというか、大きく言えば2点かなと思っております。

まずもって、意欲と能力のある林業事業者についてということと、あとは担い手確保ということで、二川議員言っているように、恐らく来年4月以降開校される北海道北の森専門学院のことだと思っております。

まずもって意欲と能力のある林業事業者ということから説明させていただきたいなと思っております。

まずもって今二川議員仰せのとおり、これが北海道、北海道のほうで登録制度をもって公募かけまして、今言ったように2社が足寄町のほうから事業者として登録されております。この活用に当たっては、要は段階的にやります。今、先ほど町長答弁したように、まずもって森林所有者、この方の経営、森林経営等に伴う意向調査を行います。そのときに、私はもう自分でこの山の管理含めてもういいですよ。もう足寄町さんにお任せしますよというような委任の体制の中で来られた場合、そこは今度この足寄町に受けた委任を北海道のその経営管理権を持って委任された部分の方々と、今度委託するというかな、委託業務の関係の中で進めていくと。これも今回新たな環境譲与税で設立した経営管理制度、この経営管理制度に基づいて進めていくことになると思います。

ですから、これは正直言って、先ほど2つの意見が出たのですけれども、やはり制度的には4月に制度が設立してようやくスタートしたよという中で来られてます。実際問題、先ほど言った森林所有者の意向を調査ですか、森林経営に伴う意向調査、その後はどういうふうな形になるかということになるかと思っておりますので、そのときになったらこういう意欲のある森林事業者への委託業務だとか、そういったことについては今後考えていかざるを得ないというふうになるかかな

と思っております。

次に担い手確保についてなのですけれども、やはりちょっと私も今のところちょっとまだ使途の中身的に、ある大まかな部分はあるのですけれども、細かい具体的にこれが使う、これ使うという、その具体的な使途内容については、いろいろと活用に当たっていろいろと議論されております。その中で、二川議員さん言っているように、新たな担い手確保、新規雇用という形の中で、この4月1日以降開校される北の森専門学校に、仮に足寄の高校生が林業事業としてやっていきたいと。何とかこの学校出て専門技術を習得して、経験、知識を2年間の期間なのですけれども、得て、そして足寄町の事業体にきちんと就職ができて、そういった、何というのかな、そういうふうな形の仕組みがきちんとできていれば、何というのかな、その譲与税に伴って、いわゆる奨学金とは制度的には違うと思うのですけれども、そういった支援を制度を活用できるような中身になってくるのかなというふうな形で考えております。

ただし、これもまた、今募集期間中なのですけれども、実際問題足寄町の方の経験者でもあっても、どなたでもいいのですけれども、足寄町に来て林業に従事したいと。その方がこの専門学校に行って学んで地元で定住するような仕組みづくりで、うまくいけるサイクルがあれば、今後においてもその制度のあり方含めて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいなと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今の説明で理解するところはしますけれども、いずれにしても今まだことしの4月から始まったばかりで、多分旭川にできる学校も10月から、何か応募をするということも言われてますので、多分学校見学か何かあるのかなというふうに、ちょっと道の関係ですから、ちょっと私も全部が全部押さえてはいませんが、そう

いったことで多分今もう9月に入ってますので、多分高校生がそこに行けるような体制というのはなかなか厳しいものがあるのかなというふうに思いますけれども、この何年間の中でそういった高校生がここで行きたいよ。そしてまた、他町村からここに永住してそういった学校行って、こういう事業体で働きたいよという方が出てきたときに、ぜひ対応できるような、そういったものをちょっと作り上げていていただきたいなというふうに考えております。

それと、3つ目なのですけれども、いわゆる専門職員の配置ということで、いわゆる今回については答弁書の中では、委託職員の新規採用しているということで、これは4月1日現在の今の農林課というのですか、林務課というのですか、の中の3人ということでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 嘱託職員という形の中では1人4月1日から在職して勤務しております。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） わかりました。ちょっと認識不足で申しわけなかったのですが、職員の名簿を見たら3人がちょっといたので、ほかの町村に比べたら、足寄町一生懸命やっているなというのはわかるのですね。

なぜそういうことを言うかといったら、ほかの町村1人か、またはその担当者がいないという町村もあるらしくて、そういったことでは足寄町も第一次産業を大事にする町で、そういった者を配置しながら対応していったらもらえるのかなというふうに思いますので、今後以降も期待をしているところですし、また地域の林政アドバイザー、これ制度的につくられているわけですが、今後以降、活用についても検討をしていくということになってますので、そこら辺についても今後以降検討をする中で、この第一次産業である農林業の発展のために、ぜひともあらゆる知恵

を傾けてもらいながら進めていただきたいということを申し上げて、この点については終わらせていただきたいというふうに思っております。

○議長（吉田敏男君） それでは、2点目についてお願いします。

10番。

○10番（二川 靖君） 2点目の働き方改革についてということであります。

本年の4月1日より働き方改革関連法案の一部が施行されまして、働き方改革が重要な課題となっているところでございます。

背景には深刻な労働力不足があり、それを解消するために「働き手をふやす」「出生率の上昇」「労働生産性の向上」が求められ、その上に立って「長時間労働の解消」「非正規と正社員との格差是正」「高齢者の就労促進」が働き方改革の3つの課題になっております。足寄町の取り組み状況がどのように進んでいるのかお伺いします。

また、足寄町の給与・定員管理等についてホームページで公表されておりますけれども、時間外勤務手当について支給実績が28年度決算に比べ、29年度は減少はしているものの、支給額はわかっていても時間数が全くわからない。そういった中で、支給額より時間数が問題となっております。ここ数年来、過労死や精神的ハラスメントによる自殺等が社会問題化されている中、職員の恒常的な時間外勤務がないのか心配であることから、現状の課題があればお伺いしたいというふうに思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 次に、「働き方改革について」の一般質問にお答えをいたします。

国は働き方改革を推進するため、長時間労働の是正を中心とした労働時間法制の見直し、正社員と非正規社員との待遇差解消など、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保、高齢者の就労支援など、多様で柔軟な働き方の実現等の措置を講ずることとしており

ます。

本町においても、足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則を一部改正し、本年4月1日から時間外勤務を命ずる時間の上限を定め、具体的には職員に1カ月45時間を超える時間外勤務を命ずる場合は報告を義務づけするとともに、1カ月100時間を超える時間外勤務があった場合は、産業医の面接指導を実施しております。

本町職員の時間外勤務実績は、平成28年度は対象者188人、職員1人当たり年平均192.13時間、平成29年度は対象者184人、1人当たり年平均182.83時間、平成30年度は対象者207人、1人当たり年平均161.24時間となっており、近年減少傾向にあります。職員個々に見ますと、時間外勤務が多く、大きな負担となっている職員もおりますことから、各課長等にあつては職員の時間外勤務実績や健康状態の把握に努めるよう指示をしているところであります。

また、時間外勤務時間の縮減に向けた取り組みとして、毎月開催している各課長等が参加する会議の場において、各課等の時間外勤務時間数の比較分析や毎週水曜日をノー残業デーと定め、定時退庁の呼びかけを行っております。

令和2年度から始まる地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保する会計年度任用職員制度の導入等に向けて、さらに働き方改革への取り組みを進めなければならないと考えており、今後も業務の改善や見直しを進め、働き過ぎを防止しつつ、仕事と生活の調和、ワークライフバランスの実現を目指してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、二川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

10番。

○10番（二川 靖君） なぜ働き方改革かということについて、町の進み具合について聞いたのかなといえ、実は足寄町内のやっ

ぱり中小企業においては、この働き方改革というものについては、いわゆる人とお金、これについて随分かかってしまう。この働き方改革についてはさまざまなものがありまして、いわゆる長時間労働の是正ということで、上限は設けられているのはもう既にご存じでしょうけれども、この中で長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現ということでは、中身について、ちょっと時間の関係上申し上げませんが、これについては8点にわたってあります。それはフレックスタイムだとか高プロというようないろいろな項目があつて、8項目あると。雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保ということで、これ2つ目なのですが、これについても大きく3点あるということで、実はこのことを、いわゆる政府広報のオンライン等々で見ますと、いろいろ書いてあるのですが、今までパート労働者の方には年次休暇などなかったのです。そういったものについても、いわゆるハローワークを通じて年休をつけなさいだとか、いわゆる働き方改革として3日以上連続で休みをとってくださいだとかと、いろいろ厳しい注文が国のほうからついています。

それで何を言いたいかというと、いわゆるこのことを実践していくと、人手と金がかかって中小企業は大変だという声は今聞かれております。

そういった中で、国はこうやってやると言っておりますけれども、本当にちょっと全部できるのか、絵に描いた餅で終わらないのかという心配もありますし、もっと言えばこの国の推し進めようとしているこの働き方改革について、町としてもこの間行政改革で要員減らしてきている中で、今後以降いわゆる何名かはふえてきているでしょうけれども、この先こういったことがきちんと行っていくというふうになれば、やっぱり人がいなければいけない。

2点目に聞いたのは、その延長線上で時間外労働がたまたま町のほうで、定員管理と給

与体系についてということで出されていまして、そういったことを見たときに、このことを実践していった、自分の働き方改革の中で年休が十分にとれる、病気休暇が十分にとれる。一方では、年休がとれないということになったら、やっぱり働き方改革にならないので、そういったことでこの働き方改革の中で、いわゆる定員管理の時間外勤務について、どのようになっているのかということでお聞きしたところであります。

ちょっと心配なのが、職員個々に見ますと時間外勤務が多いと。大きな負担となっている職員もいるということで、これ各課長さんに多分課長会議等で比較、時間の比較や分析を行っているというところでもありますので、これについてはちょっといろいろお聞きしたいことあるのですけれども、ちょっときょうはやめておきますけれども、そういったことをきちんとやっぱりオープンにしてもおかしくないようなものというのもあるし、そういったことで、このことが足寄町としても1カ月45時間、1カ月100時間を超える場合は産業医にかけるだとか、いろいろこれ一部改正をしているということで、多分そういったことで、超えていくことも考えられる。これは仕事はさまざまですので、月によっては本当に忙しいだとか、災害があればびっちり出なくてはいけない、それは十分承知しておりますので、そういったことで、働き方改革の一環として職員の方々が体を壊すことがないような状況というものもつくっていただきたいなというふうに思っておりますし、縮減ということも触れられておりますので、ぜひともそういったことで働き方改革プラスそういった職員の超過勤務、時間外労働についてはなるべく減らしていくような方向で考えていくということと、そこに考えてみればまた人、人がどうなのかということもありますので、これ多分いわゆる定員管理をしないと補助金制度が国からおりてこないという、さまざまな問題点もいろいろあるというふうに思

いますので、そこら辺町長を中心に各課長さんがそういった管理をしっかりといただいた中で、適正な業務運営を進めていってほしいなということを申し上げて、私のほうからはお話を終わりにしたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、10番二川 靖君の一般質問を終えます。

これで一般質問を終わります。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、9月12日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 3時40分 散会